

第五十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十七号

昭和四十二年五月二十四日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 小宮山重四郎君

理事 笹山茂太郎君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 山下 元利君

理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君

理事 廣沢 賢一君

理事 村山 喜一君

理事 横山 利秋君

理事 田中 昭二君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

大蔵大臣 水田三喜男君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

經濟企画庁長官 鹿野 義夫君

計画局長 加納 治郎君

經濟企画庁総合 加納 治郎君

開業局長 小沢 辰男君

大蔵政務次官 塩崎 潤君

大蔵省主税局長 加治木俊道君

大蔵省証券局長 松永 勇君

大蔵省国有財産 局長

委員外の出席者

大蔵省銀行局長 澄田 智君

文部省管理局長 宮地 茂君

林野庁長官 若林 正武君

通商産業省鐵道 乙竹 慶三君

雜貨局長 金井多喜男君

中小企業庁次長 武藤瑞一郎君

厚生大臣官房審 中野 和仁君

議官 農林省農地局管 橋本 徳男君

理部長 通商産業省企業 馬場 一也君

通商産業省企業 局參事官 井上 義光君

通商産業省企業 建設省計画局宅 小林 忠雄君

建設省計画局宅 建設省都市局參 光三君

事官 專門 員 拔井

五月二十四日

委員村上信二郎君辞任につき、その補欠として

菅波茂君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員菅波茂君辞任につき、その補欠として村上

信二郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第八四号)

○内田委員長 これより會議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、先日本會議で租税特別措

置法改正の内容について質問をいたしましたわけで

ございますが、その内容をさらに本日は委員會で掘

り下げていきたいと思つてございます。

そこで、まず第一点の問題は、土地対策及び宅

地対策の問題について、国の政策並びに税法上の

今回の特別措置について承つてまいりたいと思つ
てございます。

そこで、税制調査会から答申を受けまして、そ
れをもとにして四十二年度の税制改正要綱がつく
られ、これに基づいてそれぞれの法律も措置がな
されているわけでございますが、今日、この日本
の国の宅地政策なりあるいは土地対策というもの
を見てまいりますと、どうも基本的な考え方とい
うものが明確にされていない。そこにややもすれ
ば税法上の措置にたよるような形のものがあらわ
れているんだと私たちは見ているのでございま
す。そこで、逐次この問題を、それぞれの各省に
わたりまして、ただしてまいりたいと思つていま
す。今回の特別措置で土地等の譲渡所得並びに住
宅建設の促進等にあたりまして軽減をされるこの
特別措置法上の金額が各項目ごとどのようにな
っているのか、一応説明を願つておきたいので
ございます。

○塩崎政府委員 種々の施策を租税特別措置法で
講じていることは御存じのとおりでございます。
しかし、これは大部分今年度というよりもむしろ
平年度に影響する問題でございますので、平年度

の金額でお答え申し上げたいと思つております。

まず、住宅対策の促進といたしまして、特定の
住宅貯蓄につきましては税額控除の制度を設けて
おりますが、これが所得税におきまして六億円の
減収を見込んでおります。さらに、御案内のよう
に、収用法の改正に伴ひまして、特定公共事業に
取用されますところの土地につきましては、現在
七百万円の特別控除がございまして、これを千二
百万円に引き上げること、さらにまた、公共事業
に準ずるような半ば公共的な宅地造成につきま
しては、やはり譲渡所得課税最低限を三百万円に引
き上げることの改正案を御提案申し上げておりま
す。これを合わせまして、土地対策の推進につ
いて平年度三十億円の減収を見ております。

以上が、今回におきますところのとられており
ます大ざっぱな減収見込みでございます。

○村山(喜)委員 大蔵省のほうから資料をいた
だいたによりましますと、土地等の譲渡所得にか
かる分といたしまして、譲渡所得課税の軽減合理
化に伴う分が五十九億、それから、工場立地適正
化等のためのいわゆる事業用資産の買いかえの特
例措置等が、これは工場移転等を伴う分だろ
うと思つておりますが、これが百六十五億、こ
ういふ数字のものをいただいておりますが、こ
れはどういうことですか。

○塩崎政府委員 ただいま申し上げましたのは今
年度改正部分でございまして、いま村山先生の
おっしゃいましたのは、これまで何年かのうちに
わたりまして行ないましたところの租税特別措
置による減収額がいま出された数字である、こ
ういふことでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、先ほどの五
十九億なり百六十五億、あるいは登録税の十二
億、さらに、割増し償却の五十億、住宅対策
のための所得税上の十二億、これらの数字の中
には本年度の改善措置の三十億なり六億の数字が中

入っている、こういうふうに見えていいですね。

○塩崎政府委員 入っております。

○村山(喜)委員 そこで、これらを実際適用をいたします場合に、たとえば、民間が宅地開発を進める場合には、三十町歩以上のものというように規模の制限をいたしまして、その場合には三百万円の特許所得についての特別控除を認める、こういうような措置をとられておりますが、住宅建設の場合、いわゆる貸し家をつくりましてこれを貸し付ける場合等についての割り増し償却の分については、何かそういうような点についてやはりそのような何らかの基準なりを設定をいたしまして措置がされておるものでございますか。どういうふうにお考えになっておりますか。

○塩崎政府委員 昭和二十七年から、一定の規模、建坪あるいはその取得価格の大衆的な借家を奨励する意味におきまして、割り増し償却制度をずっと認めておるわけでございます。

○村山(喜)委員 その基準内容の改正の問題についてはどういようにお考えになっておられるのか。この点をお伺いしたいのは、経済社会発展計画がつくられておるわけでございますが、その中で、一つの条件が、いま土地取得制度の改善を民間について進める場合には、「その位置、規模、環境等が望ましい形で開発されるものについては、低廉な価格水準を維持しつつ事業の適確な実施をはかるため、税制上の措置、融資保証、公共施設の整備等積極的な施策を検討」すべきだ、こういうような宅地開発に対するところの経済社会発展計画の内容が示されておるわけであります。そこで、不動産会社が三十町歩以上というような大規模な宅地を開発する場合には、それに売った者については三百万円については認めまじやう、こういう一つの誘導政策がとられておるわけでありまして、ただその規模だけでこれを判定をするという考え方に立つのか、社会開発計画の中に示されておるような、いわゆる環境なりあるいは位置なり、そういうようなものも考えた上で税法上の恩典を与えようとしているのか、この点については

実施基準というものはどのように考えておられるのか、説明をお願いしたい。

それから、今回建設省の宅地政策の中身を私は調べてまいりましたが、それによりましますと、どうも、今回民間の宅地造成融資といたしましては、信用保険制度の拡充として、住宅金融公庫に對しまする保険基金を一億出資した、こういう程度にとどまっておるわけでありまして、そのほかには、公庫から民間に対する直接の融資というものは、要請はしたけれども、これは認められるところとならなかった。さらにまた、信用保証協会を設立して民間の宅地造成に対する融資面を改善しようとしたけれども、これもまた認められていないわけですね。そこで、わずかに認められましてのは、信用保険制度の拡充という、ただ住宅金融公庫に對しまする一億円の出資のみにとどまっておる、私たちのほうではそういうふうに見えておるのでございますが、この宅地政策を民間に大体半分お願ひしようというところで計画がつくられておることは御承知のとおりです。その実施時期等については後ほど建設省からお伺いをいたしますが、そういうように、ことし九百六十六ヘクタールの宅地を造成する場合に、約半分以上になりまして、四千九百五十六ヘクタール、これだけを造成をしていかなければ、いわゆる社会開発計画の中に定められております目標にいたしまして、あるいは建設省の住宅建設五カ年計画の中に見られるような、その計画を達成することもできない、こういうことになっておるのを見るのであります。とすれば、一体このように措置だけで、信用保険制度の拡充だけで十分であるのかどうか。この点はやはり税法上の問題と同時に財政政策とも関連をいたしてまいりますので、この考え方は大蔵当局としてはどういふ考え方に立っておられるのか、この点を説明をお願いしたのであります。

○塩崎政府委員 御指摘のように、民間宅地造成、あるいは民間の自力貸し家制度というのは、私どもは非常に大事なことだと思つてござい

ます。そこで、特定の民間の宅地造成につきましては取用法に準ずるような考え方で応援を与えて、民間の宅地造成を御援助しよう、しかもその考え方は、御指摘のように非常に広範な面積を条件としておりますけれども、それは、御案内のように、三十八条の十三に書いてございまして、その地域内におきまして、公共的な道路あるいは公園、それらの面積が百分の二十五以上、四分の一以上あるということ、それから、学校その他の公益的施設の敷地が確保されていること、こういう条件を満たした場合に限る、ここにまた一つの公共的な性格を求めまして私は応援をすることにしておるわけでございます。したがって、こういった要件を——一般的にこの特例を及ぼすことにつきましてはなかなか問題があらうかと思ひます。譲渡所得税、先生御案内のように、本質的に非常に問題がございまして、これをどういふように考えますか、今後の根本的な研究に譲りたいと思ひますが、一応取用法の改正に伴いますところの民間宅地造成事業の助成としては、これが私どもは最善のものだと考えております。

一方、先ほどお話がありました貸し家住宅の割り増し償却、これはどういふ基準でやっておるかという点でございまして、私どもは、先ほどから申し上げておりますように、大衆的なところをねらうという意味におきまして、これも社会開発計画に應じまして将来はだんだんと修正されるのかもしれませんけれども、建坪が三十坪以下であるというふうな制限、さらにまた、鉄筋コンクリートの取得価格は坪当たり十五万円、それ以下でなければ認めない、こんなことになっておりますが、しかし、私ども調査したところでは、大体住宅といふようなものはほとんど入りまして、東京都内のアパートあるいはそれ以上若干上回るものも一応これで救済されるということ、この制度が相当民間の貸し家政策には貢献しておるのではないかと、こう見ております。

なお、公団の宅地造成全般の問題、さらに、行政上の問題でございまして、建設省から御意見を賜ふることにはしたいと思います。

○井上説明員 宅地開発につきまして民間の事業が今後の宅地供給計画の大半を占めるということから、民間の宅地事業につきましては、もちろん一面におきましては事業面なりその取引につきまして規制をいたしますが、助成策も必要であらうと考えまして、先ほど来議題になっております一定の規模以上の良好な団地につきましての減税のほかに、現在行なわれておりますのは、農地転用を円滑にする、あるいは関連の道路・公園等公共施設の用地の整備につきましての事業資金の調達を円滑化ということが大きな眼目になっておるようでございます。

土地取得につきましては、先ほど来のお話にありますように、土地を提供した者に対して特別の控除を行なうことになりましたが、昭和三十九年に制定されました住宅地造成事業に関する法律によりまして、一ヘクタール以上の宅地造成につきましては各都道府県知事の認可にかからしめておりますが、この認可になった団地につきましては、現在宅地造成というのみでは認められておりません農地転用を認めるという方向で運用されております。

また、融資保険につきましては、先ほどお話のように、基金としましては一億円の増額にとどまるといふことになっておりますが、内容におきまして、宅地造成の主体が銀行その他の金融機関から資金の融通を受けた場合の保険の率を、現行の八〇%を今年度から九〇%に引き上げる、なお、保険料率も百万分の三十から二十六に引き下げるというふうな措置が講ぜられております。なお、公共施設の整備につきましては、道路とかあるいは排水施設につきましては、本来事業者の負担になるべきものでございまして、基幹的な都市計画の道路であるとかあるいは大規模な公園であるとかいったものにつきましては、現在住宅地造成事業が知事の認可を受けます際に都市計画に即応してやらねばならないという関係から、そう

いったものもあわせてつくる必要がございますので、今後におきましては、そういった基幹的な施設につきましては、国なり公共団体におきまして先行的に整備していくようにつとめたいというふうな考えをしております。

なお、民間の事業につきましては、宅地造成の事業者がやりますほか、土地所有者が土地区画整理組合というものを設立いたしまして土地整備を行なっておりますが、これにつきましては、従来国から無利子の貸し付けを行ないまして、都道府県と折半いたしまして、事業資金の三分の一を限度としまして無利子の貸し付けを行なっております。これによりまして宅地開発面積も、これは村山先生御存じと存じますが、年間に毎年度新規に五百万坪程度やっております、これによりまして分が土地供給の相当部分を占めておりますので、こういった助成を今後とも拡充していきたいというふうな考えを次第でございます。

○村山(喜)委員　じゃ、中身についてお尋ねをしてみたいです。

ことしの宅地開発計画は九千六百ヘクタールです。四十一年度は目標といたしましては九千四百。この四十一年度の実施率、達成率は何ほどですか。

そして、いま土地区画整理組合が、継続としてことしは五百万坪ですか、それから新規が六百万坪、それに対する財源措置は、地方債として七億円、こういうことですね。この土地区画整理事業、いわゆる地方公共団体のやる分とあわせて、これはいわゆる公共機関の取り扱う分として計画をされている四十六百五十ヘクタールの中に入っているのじゃないですか。いまの説明を聞きますと、いわゆる民間の計画のように承るわけですが、それはどの分野に入るわけですか。

○井上説明員　土地区画整理事業につきましては、地方公共団体がやります分と、民間の事業主体がやります分がございますが、いまおっしゃいました公共機関によるものと民間事業によるものの区分につきましては、地方公共団体が地方債に

よりまして年間三十五億程度でございますが、その分は公共機関によるもの、それから、国から七億円、都道府県から七億円、合わせまして十四億円の貸し付け金による分は民間の部類のワタに入っております。

○村山(喜)委員　昨年度の達成率……。

○井上説明員　昨年度の新規着手の達成率につきましては、土地区画整理事業が着手いたしましたから三年ないし四年かかっておりますので、現在新規着手分につきましては工事及び換地計画の策定中でございます。

○村山(喜)委員　私が聞いていたのは、そうじゃなくて、なるほど二年ないし三年ぐらいかかるわけですね、そういうふうないわゆる継続事業等の分を含むものではなくて、宅地造成としてつくり上げて、ことしはこれだけ利用できるといふところまで準備が進められたものが、現に宅地として供給をされるものが九千四百ヘクタールでなければならぬという計画をつくらなければならない。それに対するいわゆる達成率がどのようになったのかというところをお尋ねしているわけですね。その公共機関と民間部分との実施率もお伺いしたい。

○井上説明員　お話の四十一年度の達成率でございますが、いま村山先生がおっしゃっています供給計画の面積と各年度別の着手の計画面積とは、面積の取り方に若干差がありますので、その点あらかじめ申し上げておきます。予算上、たとえば昭和四十二年に約九千万坪と申し上げておりますのは全地区の面積でございます、年度別に新たに供給される面積は、その中から学校用地とかあるいは道路・公園用地といった基幹的な都市施設面積を除いた面積になっておりますので、必ずしも各年度別の着手面積が一定年度後にこの供給計画の数字にあがってくるわけではございませんので、大体六割程度が現実の宅地面積になります。四十一年度の実績は、全体で完成いたしましたのは、計画によりまして二千八百万坪の予定でございます、それが、公共機関によりまして分

は、大規模な公園等の団地につきまして用地取得が若干難航したということから、少しおくれっておりますわけでございます。土地区画整理事業につきましては計画どおり進行しているということでございます。

○村山(喜)委員　そういたしますと、大体二千八百万坪でしたら九千五百ヘクタールぐらいいなくなりますね。ですから、昨年の場合は計画よりも上回って宅地が供給できた、こういうふうに見えていわけですね。

そうなりますと、ことしは九千六百ヘクタールの宅地供給ができる、これはもう間違いない、こういうふうに見て差しつかえございませんか。なお、その中における公共機関と民間との比率は現在策定をしております計画どおりに進捗をするものか、こういうふうに見て間違いないか、この点を確かめておきたい。

○井上説明員　そのようにお考え願って差しつかえないと思います。

○村山(喜)委員　そういたしますと、現在は、住宅金融公庫の貸し出しにかかります信用保険制度の拡充の保険基金に一億増資した、これによって保証率等も引き上げることになったし、また金融上の措置は円滑にいったおから、いまのところは予算要求のときに、民間のこれらの宅地の造成について公庫からの直接融資とか、あるいは信用保証協会を設立するとか、そういうような必要性はなかったのだ、こういうふうな確認しておつてよろしいわけですね。

○井上説明員　昨年度、民間事業を助成するためにおおしやいました信用保証に關します新たな制度というものを要求いたしましたし、その他金融公庫からも貸し出しをするということも要求いたしました。財政上の理由等から実現はしなかったわけでありました。ただ、それにかわりまして、現でん補率の八割を九割に上げるといったような措置を講じますとともに、今後公共施設の整備につきまして、優先的に市街

化すべき地域につきましては公共投資を促進していくという面から助成していくということで、目的は達するものというふうな考えをしております。現在の制度で民間に対する助成が十分であるというわけにはまいりませんけれども、過去の実績等を見ますと、民間事業につきましてはおおむね三分の二は銀行等の借入れ金に依存しており、三分の一が自己資金というふうになっておりますが、この保険制度を活用することによりまして、より長期の、より低利な資金が利用できるものというふうな考えをたっておりますが、現在におきましても良好な事業者につきましては相当金融機関によりまして融資を行なっており、今後も活発になるものというふうな期待しているわけでございます。

○村山(喜)委員　そこで、量的問題だけはこれで解決をした。問題は質の問題です。そしてその宅地造成をしたものが低廉な価格で住宅を必要とする人の手にわたっているかどうかというところに問題がある。全体的な計画の達成率の上においては大体数量的には間違いないようですけれども、しかし、その宅地がどういふところにでき上がり、それが国土の利用計画の上から見て非常にスムーズにいったるかどうか、ここに私は問題があると思うのです。そこで、その点についてお尋ねをしてみたいです。

これは「都市化と近郊農業の諸問題」というので立法調査局のほうから各議員に配られました資料でございますが、この中で次のような問題が指摘をされております。首都圏基本問題懇談会報告によりまして「既成市街地周辺地域の土地利用について」の中にこのようないことが書いてあるわけでありまして、「住宅の供給においても周辺地域の比重が大きく、とくに公共住宅でも六割以上が周辺地域に立地しているが、その配置は必ずしも計画的でなく、かつ一度立地した近隣は、地価が急騰して追加拡張ができず、地価の割安な地点を求めて無秩序に拡散し、市街地形成の上でも、緑地保全の上でもはなだ不都合な結果を招来して

いる。また一方、近年の工場の立地をみると、首都圏内における新設工場の七四％が一部三県内に立地し、さらにそのうち八四％は周辺地域に立地している。この場合も、必ずしも能率的な工業団地を形成せず、周辺地域内の百余家に及ぶ市町村の随所に無計画に誘致され、大方は放射線道路に接近しながらも無秩序に散立して、輸送、給排水、さらに公害等の面で無秩序な拡散の欠陥を高めてつある。これが指摘をされているわけだ。

そこで、お伺いしてまいりますが、都市近郊の市町村では、大体この地域は工業地域、住宅地域あるいは農業地域という、そういう色分けをいたしました土地利用計画というものを持っておりま。しかし、ある地域が役所の計画で一たび工業地域であるとかあるいは住宅地域に指定をされましたら、そのとたんにその地域の農地はいまままでの何倍にも値上がりになってしま。そこで、実際に工場や住宅が入ってくるときには、この工場・住宅地域として設定をしたところに入つてこないで、逆に農業地域として設定をしたところのこの住宅やあるいは工場が入ってくる、こういうようなことがなっている資料が、統計的な数字でもでき上がっているわけでありま。そこで、このような状態の中から、しかも転用をされる農地は、そういうような地価対策の貧しさも不十分さが伴いまして、優良度から見ると一番優秀な農地がつぶされているという統計もでき上がっているわけだ。そうして、そのまわりは、いわゆる一べん工場が立地されまると、その周辺地区は今度はさらに値上がりになりま。それから、それを期待いたしましたその地域の農地は虫食いの状態という現象をあらわして、農地がそのまま荒らされた形の中で今日放置をされてお。こういうような報告が出されておるわけでありま。さらに、公害も発生しておる、このような指摘がなされておりますが、一体、こういうような状態の中にありますときに、これらのいわゆる宅地政策というものを建設省はどういう角度から進めていこうとおられるのか、この点について

承りたいのであります。

それから、経済社会発展計画の中において述べられておりますように、経済企画庁はこの開発実施体制の整備をやらなければならぬということを中心としておられるわけでありま。一体、経済企画庁としては、その開発体制を進める主体といふものはどういふものを頭の中に置きながらこの計画をつくられたものか。そうしてまた、建設省は建設省として、これを進めていく際においてはそれだけの計画を持っておいでになるということをお聞かせであります。いわゆる都市計画法の抜本的な改正であるとか、あるいは過密都市の再開発法案の提出であるとか、そういうようなものを考えておられるように聞きます。そうしてまた、通産省は通産省で、工業立地の適正化法案といふような、これは仮称法案であると承っておりますが、そういうような一つの法案を考へておられる。自治省はまた自治省で、それぞれそういうような計画をお持ちである。また、農林省は農林省として、近郊農業に対するところの政策といふものを私はお持ちであろうと思。その場合、一体、これを総合調整をするといふか、全体的な立場からこの宅地政策といふものの位置づけなどどこのようにするのかといふことが明確にならなければ、いまのような形で行くと、これは自然にできるが、いまのままに放任をしていく中において経済的なロスが出ていくわけでございますが、こうなつてまいりましたら、経済企画庁が発表した経済社会発展計画に沿わないという結果がみすみす生まれてくるわけだ。その点をそれぞれ省庁においてはどういふふうにお考えになつたのか。この際税法上の措置だけやつておつたのでは、この問題は抜本的な問題として解決できないと私たちは思つておる。思つておりますから、それに対するところの追及をいましようと思へているわけですが、現在の時点におけるそれだけの考え方といふものを示し願ひたいのです。

○鹿野政府委員 全般的な問題にかかわると思ひますので、私から最初にお答えいたします。

確かに、御指摘のように、現状は非常に急速な都市化の進展に伴ひまして都市の周辺で非常なスプロール現象が起こつております。ある意味では、いわゆる混乱を起こしたような形で人口なり産業が大都市の周辺に集まつてきておるわけでありま。これをどう整然とした形に直していくか、あるいは大都市にこれ以上人が集まらないような対策をどう立てるかといふようなことが、基本的には重要な問題であるかと思ひますが、計画的な面から言ひますと、やはり、全国のそれぞれの土地の特性に応じた利用といふことが、開発を考へていくことが基本的には重要だ、つまり国土の長期的なビジョンを描くといふことにまず第一にはなるかと思ひます。そういう意味においての長期的な国土のビジョン、つまり人口なり産業の適正配置といふものを背景に持つたビジョンづくりをどうしてもやつていかなければならぬわけでございますが、これにつきましては、かつて昭和三十三年に全国総合開発計画といふものができております。その実施をすつたといふものであります。たとえば新産業都市とかあるいは工業整備特別地域といふものもその一環でござい。また、全国総合開発計画で考へたときの状態よりも、ただいま申し上げました都市化の現象といふものはもっとも深刻でございまして、当時想定したものと違つた姿で、いわゆるメガロポリス形成の動きが現在行なわれつつあるわけでございます。この現状をさらに十分分析し認識した上で、新しい全国的な計画、それはいわば長期的な国土のビジョンといふことになろうかと思ひますが、そういうものをまづつくり上げていく、ほんとうを言ひますとそういう全国総合開発計画を一つの背景に持つた全国の土地利用計画的なものができ上れば、それにさらにふさわしいことになろうかと思ひます。ただ、全国的な土地利用計画をつくることとはなかなか容易なことではないと思ひます。経済社会発展計画におきまして、そのことは非常に望ましいけれども、とりあえず大都市周辺についてそういう土地利用計画

をつくるべきだといふようなことを述べているわけでございます。大都市周辺についていいますか、大都市についていふものを考へていくといふことは、いわば広域都市計画をつくつていくといふことになろうかと思ひますが、そういう意味で、ただいま建設省のほうでは都市計画法の改正をそういう意味も含めて考へられておりますし、一つの制度的な新しい前進がこの都市計画法の改正といふことによつて進められるのではないかと思ひます。そういうことによつて、大都市の周辺における農地に適正である土地がいたずらに工業地になつたりあるいは住宅用地に転用されるといふことのないように、また将来工業用地になつてくる住宅が入り込んでくることのないような形で、一つの土地のこまかい利用計画を立てられ、それに基つた建設が行なわれるといふふうな運びになつていこうかと考へます。

また、先ほどの御質問にもありましたが、実施主体としてどのようなことを考へておられるのかというお話でござい。大都市の周辺について新しい住宅都市的なものをつくり上げることによつて大都市周辺のスプロール現象をなく解消していくんだという計画は立てておりますが、その主体としては、あるいは公団的な組織を考へて、縦割りの行政をそこに横に集約したような形で一つの施策を総合的にやれる機関というものがあつて望ましいという考へ方だと思ひますが、ただ、必ずしもそれが公団であるか、あるいはもつと別の機関であるか、府県や何か考へておる事業団的なものであるかといふような具体的な問題については、さらに今後の検討に待とうかと思ひますが、単に縦割りの形でやつていったのでは新しい大きな住宅都市の建設といふものはなかなか困難であらう、また問題が非常に多からうといふことで、そういう考へ方をいたしております。

○井上説明員 現在の市街化が無秩序に行なわれていくことにつきましては、私もその事実を十分承知しております。現在の産業構造が高度

化しまして人口とか産業が都市地域に集中しているというところは、いま企画庁からお話がございました。本来、住宅地域、工業地域といった地域制につきましては、その土地の自然的なあるいは社会経済的な条件を考慮しまして最も合理的にきめられることになっておりますが、そういった地域・地区制がきめられない土地につきましては、現在建築物等をつくり出す場合あるいは宅地の造成をいたします場合にまゝ自由に行なわれている、特別の規制はないといったところから、いろいろな交通条件とかあるいは地質あるいはその他の公共施設の関係から適切な地域につきましては地価が高騰するという関係からそこを避けまして、好ましくない地域に市街化が行なわれているということとは、現在の土地利用に関する規制なりあるいはその基本になります土地利用の計画といったものが不十分であるというふうに考えまして、建設省としましては、いま企画庁からお話がございますいたした全国の総合計画、あるいは首都圏、近畿圏等におきます整備計画といったものを前提にしまして、そういった自然的あるいは経済的な諸条件から見まして最も合理的に土地が利用されるような計画を策定する、その手続及びその計画の効力といったものにつきまして、都市計画法の改正ということにつきまして検討を進めておるわけでございます。

なお、地価そのものにつきましては、やはり土地というものは、本来特殊な性格から売り手市場になりまして、買うほうは買い急ぎする、売るほうは売り惜しみするという性格がございますので、根本的には有効需要によって地価が決定されるということが考えられますので、土地の供給のほうを増大するということがまず第一であるというふうに考えまして、土地開発事業予算を公共機関につきましてもあるいは民間につきましても進めますと同時に、都市内の再開発による実質的な宅地の供給の増大というものをはかるべく、法制上あるいは資金上の措置につきましても検討を進めておる次第でございます。

○中野説明員 先ほど、近郊農業につきましては無秩序の都市化のためにいろいろな影響を受けておるといふ話がございました。私もそのとおりだと思ひます。農業就業人口は減つてまいりまして、減つてまいりましてそれは農業に身を入れたいということも起つてまいりまして、土地としましても、工場用地、住宅用地に農地が壊れていく、そうすると地価は上がつてくるということになつてまいりますので、その基盤整備につきましてもいろいろ困難な問題が起きております。

そういうようなことがありますので、非常に問題があるのかと私は考えておりますが、最近、都市近郊といふことが、それを中心にして太平洋沿岸地帯についていろいろ調べてまいりまして、ここで伸びておる農業は、蔬菜といひますか、生鮮食料、それから観賞用花卉という資本集約的な農業がだんだん発展してきております。この地帯の生産額の約三分の二はその二つで占められておるといふ状況になっておるわけでありまして、一方、土地を必要とする農業はやはり近郊から地方へ出ていくという傾向にだんだんなつてきておると思ひます。また、われわれとしましては、今後ともそういうふうな方向でやつていかなくてはならぬのじゃないかというふうに考えております。ただ、その場合に、先ほど御指摘がございました無秩序な都市化につきましては、一番つぶれていきますのは、山林原野もありまして、うが、やはり農地であろうと思ひわけでありま

す。そこで、農林省といたしましては、昭和三十四年以来運用基準を明確にいたしまして、具体的な運用をはかつておるわけでありまして、そのねらいといたしましては、優良農地はできるだけ確保したい、これは農林省の気持ちでございますが、単にそれだけではまいりませんので、やはり他産業との利用調整ということをやらなければならぬといふことを第二番目の問題とし、第三番目は、周辺の農地にそういう場合に悪影響を及ぼさないようにどういふふうに考えるか、なお、あ

るいはその辺が農地転用の限界ではございますが、転用されました農地が遊休化して、それから先へ行くというのでは困る、その辺についてどういふふうにするかという点について意を用いまして、現実にも運用してまいつておるわけでありまして、それからまた、先ほど触れましたように、都市近郊につきましてはやはりほとんど都市化が進むといふことで、たとえば首都圏におきましては、都市開発区域にしましてその他の区域にしまして、大体一つの地域について市街化区域と農林区域とを分けをいたしまして、市街化区域につきましてはもちろん転用は原則的に認めていくしという運用をいたしますと同時に、農林区域といたしましては原則として認めないといふことで運用をいたしてまいつてきておるわけでありまして。

そういうようなことで、総合的にその辺の調整がまだやられておりませんので、私たちといたしましては、首都圏につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、そのほか、近畿圏にいたしまして、あるいは工場適地の団地を運ぶ場合などにいたしまして、それから流通業務市街地の問題、新住宅市街地の問題等いろいろ個別の問題につきまして、大體関係各省と事前に話し合ひをいたしまして、あるものは申し上げましたように農林地域と市街化地域とを分けるということとを事前に各省で相談をしまして、そしてやつていくという方向で運用をしましてまいつてきておるわけでございます。ただ、そういうことをやつておりますけれども、それが完全に守られておるかといふことは、必ずしもそうでない面もあるかと思ひます。

○馬場説明員 先ほど先生が御指摘になりました大都市圏の近郊の状況といふことは、私も全くそのとおりであらうと思つております。大都市圏にいろいろな人口なり産業が集まる勢いといふのは、非常に否定しがたい勢いであらうかと思ひますけれども、その中で特に工業について見ますと、工業は、御指摘のように、最近の統計で見まして

も、大體東京なり大阪なりのいわゆる近郊の教府県に、全国で新築いたします工場の大体三分の一くらいのもので毎年集まつておる、こういう状況になっております。こういう工業の集まる動向、あるいはそういうところに立地しなければいかぬといふことは、ある程度産業の状況から見ましてやむを得ないものも多いわけでございますけれども、同時に、必ずしもそういう大都市圏の近郊に立地をしなくても、その他のたとえば新産業都市なりあるいは工業整備特別地域なりという新しい工業地帯でやつても十分成り立つといふものも相当に多い実情にあるわけでございます。

そこで、大都市圏における工業の問題を考える場合には、一つは、そういう近いところはどうしても立地をする必要がない工業につきましては、まずそれを規制すると申しますか、調整をするといふような方向の政策が必要ではなからうかといふことでございます。

同時に、たとえそれを調整をいたしましても、いろいろ産業の立地条件からいたしまして、そういう大都市近郊でなければ成り立たないような産業といふものも数多くあるわけでございますから、これはどうしてもそこに立地をせざるを得ないといふことになるかと思ひます。今度は、そこに立地をいたします必要のある産業につきましても、先ほど来御指摘のように、そこでやればどこでもいいんだといふことにいたしておきまして、いろいろ、住宅との混在とか、あるいは好きかつてにいたすことによつていろいろスプロールの問題あるいは公害の問題というようないふ弊害といふことが生じますので、そういうところに立地する必要がある業種におきましても、つとめていわゆる工業に適した地区といふところによつて立地をせしめらう、いわゆる整然と立地をせしめらうといふような方向の政策といふものを、やはり規制と並行して考える必要があるんじゃないか、こういうのがわれわれの考えておるところでございます。

現在その二つの問題を通産省なりに考えまし

て、先生御指摘のございました立地適正化法というような法律を準備いたしておるのでございますが、その第二点の、工場をそれじやどこにまとめ立地をさせるかという地区を選ぶ場合には、これは単に産業の立地条件がよいからというだけのことはなくて、立地条件もよいし、それから、先ほど来各省からお話のございました住宅なりあるいは農地なりとの関係から見まして、この場所に工業が整然と収容されれば最もよろしいという地区を、そのほかの全体の状況とにらみ合わせながらきめるという考え方が必要であらうというところとでございまして、現在われわれのほうで考えております適正化法におきまして、そういう工場を入れる地区の設定、指定につきましては、これは通産省がやるのではなくて、建設省なりあるいは農地の関係で農林省というところと十分お打ち合わせをいたしまして、ひとつそちらのほうの御担当の省にきめていただく、それがきまりましたら、そこにどういう工業をつけるかというようなか、その計画につきましては通産省のほうで政策に照らして考えていく、こういうような考え方をいたしておるのでございます。

○村山(喜)委員 大体各省庁の意見を承ったのですが、問題は、いま建設省が考えておるこの都市計画法というものが、それらのものを全部吸収をしながらその有効な措置が講ぜられるかどうかというところにかかっていると思うのです。

現行の土地制度のもとにおきましては、これは自由放任といえますが、企業の立地というものが優先をして、そうしてその他はそれに追従せざるを得ないような形に追いつめられておるのが実情なんです。だから、優良農地がつぶれ、一べんそこに新しい工場立地ができて、それが農地の中にでき上って、そしていろいろ経済効率の上から見ても望ましくない形のものあらわれていく。こういうのは、先ほど発表された表現のとおりだ。こういう状態の中で、一体国土利用というものについて、これからどういうふうにしていくんだという全体的な計画というものが残念ながらない。

今度何か建設省のほうで都市計画法というものをつくって出そうとしていっているように聞かれますが、この都市計画法の抜本的な改正はなかなか難航をして、一向に国会に提出をされるというところまでこないようでありませう。一体都市計画法の抜本的な改正案はいつ国会にお出しになるのか、その見通しを説明願いたいのです。

それが一つ、いわゆる用途地区制というものを土地利用計画の中ではきめなければならぬ。そうすると、地域なり区画なり、これは工場立地として望ましい地域だ、これは農業地域として残さなければならぬ地域だということになります。それは色塗りをするとどういうことになる。その色塗りをするために私権の制限が伴うわけですが、その私権の制限をどの程度押えるかということが、やはり国全体の土地利用計画の中で、今日あまりにも尊重され過ぎて私権との問題がそこに出てくると私は思う。そういうようなものを一体どういうふうにかえておられるのか、この点についてお伺いをいたしたいのであります。中身はどういうようなものをどの程度まで煮詰められておるのかですね。この点についてお答えを願いたいのです。まだ法案としてまとまってきていないのですから、非常に微妙な形の答弁にならざるを得ないと思いますが、それについてお伺いをします。

それから、この際大蔵省にお尋ねをしておきます。いわゆる第三種農地として地域指定をされた農地については、これは遺産相続等の場合において宅地並みの価格として課税をするということになる。そこで具体的な例がすでに出ておりますが、この問題はどうかというふうに措置されておるのか、お尋ねをしておきたいと思う。それは、東京の練馬区のある二ヘクタールの専業農家が五千六百万円の相続税をかけられた、これを五年間の年賦払いで納めることにしたけれども、利息だけでも一日一百万円以上になって、とても農業経営では負担し切れるはずがない、そこで営農意欲を失ってしまったという例や、あるいは、そのほか

同じようなので、結局もう、そういうような相続税等がかかってきますから、農地を売却して、本人は農業経営をやめて工場の労働者として働かなければならぬ、こういうような状態になって、いわゆる世代交代とともに近郊農業が消滅をせざるを得ないという状態があらわれてきていく。こういうようないわゆる第三種農地としての取り扱いというものは税法上どのような措置がなされておるのか。第一種、第二種はわかれますが、第三種農地の場合の今後の課税政策というものが、都市近郊の農業政策との関係を説明願いたいのであります。

○小林説明員 都市計画法案の提出予定時期でございますが、ただいま法律案を関係各省にお配りいたしまして意見調整をしている最中でございまして、来週一ぱいぐらいで政府内部の意見調整ができましたら、内閣法制局で法制的な審議をしていただきます。来月上旬中までに提出したいという、これは努力目標でございます。

それから、ただいまお話しのように、土地利用を何らか法制的にきめました場合、当然所有権に對して制限が加わるわけでございますが都市地域のように非常に限られた狭い地域に多くの需要が集まりまして競合する、これが地価の高騰なりあるいはスプロールなどの原因であります。やはりそういう狭い地域にたくさんの方が集まって活動をいたします際には、自分のものだからそれはかつてに使ってもいいのだということでは結局お互いの不利になるし全体としてマイナス面が多いわけでございますので、全体として最も効率的にその限られた土地を使うためには全体として一番合理的であるという土地利用計画に従う、そのためには当然ある種の土地利用について制限を受けるのがむしろ所有者自身をも含めて合理的である、こういう理念に立っていくべきではなからうか。土地所有権そのものは憲法で保障されておりますのでこれを否定するわけにまいりませんけれども、土地の利用につきましてはやはり公共上相当の規制が必要であるということが、都市計画法

を改正いたします際の基本的理念でなければならぬと考えております。

○塩崎政府委員 相続税の評価の問題につきましては御指摘のございました点についてお答え申し上げます。

農地の評価の問題でございますが、相続税は、御案内のように、財産の時価、売却価格を基準とせざるを得ないことは、相続税の性格から、もう先生御案内のとおりでございます。そこで、農地にはいろいろな性格がございまして、これまでの私どもの評価のしかたをいたしまして、三つに分けて、純農地、それから第二次転用許可可能農地、第三種には、いま申し上げました第三種農地がその中に入るわけでございますが、転用許可済み農地及び転用許可不要農地、この第三種の型に属するものも、非常に宅地に比準いたしましたし、もちろんそこに造成費を引いたり若干のしんじやくをいたしますけれども、宅地で評価するという原則をとっておりまして、これは、相続税の本質から見まして、やはり実勢に着目せざるを得ない、こういうことから来ていると思っております。そこで、固定資産税の問題、いろいろな問題がございましてけれども、相続税の性格をいたしまして、一生に一回起こるだけの相続税でございますから、そうせざるを得ないところから来ておる。

なお、もう一つには、いま一日一百万円の利子というお話があり、さらにまた、五年年賦延納ということもございましたが、相続税法では、土地は大部分のときには十年年賦延納、こういうことで担税力から支払いについてゆとりを見ておるわけでございます。そういうところから見て、もう少し検討してまいらなければなりません。私どもといたしましては、そんなに無理があるというふうな考えは持っておりません。

○村山(喜)委員 相続税のあり方、考え方からするならば、私はやはりあなたがおっしゃるのとおりだと思っております。ところが、現実には近郊の市街地化がどんどん進んでいくわけですね。そうして

街路や上下水道あるいはその他ガス等が新設をされていきますと、それに伴ってどんどん今度は第三種農地がひとりでに拡大をしていくようになるわけですね。なるほど、そういうような税の取り立ての上からいけば、それだけ農地が宅地化されていくわけなんだから、当然相続税というものが財源確保としてはきわめてうまい取り味があるわけなんです。しかし、そういうようなところで農業をやろうと思っても、都市近郊農地として、先ほど農林省の方がお話しになりましたように、工業化された農地といいますが、土地はあまり使わなくても、その上に三百万円ぐらいの資本投下をやりますと、その中で採算がとれるような大量的な蔬菜園芸なりあるいは畜産、そういうような採算の面を考慮した大型の農業経営ができるけれども、そういうようなところにおいては、だんだんまわりが市街地化されてきますから、農地としてやろうと思っても、いろんな住民から住んで出る人たちの苦情がやってくるから、農業が締め出されるかっこうになっていくわけですね。その場合に、その人たちが今度はもう一歩郊外のはうに飛び出して行ってそこで農業をやるという場合には、何か税法上の措置が考えられておりますか。都市化に伴って農業継続ができなくなる、その場合の土地の買いかえ等に伴う課税上の措置とか、そういうようなものを一面においては考えながら、いわゆる相続税等においては宅地並みの税金をいただくという仕組みをとらなければ——

そしてまた、都市近郊農地というものがそういうような形になってきたのは、一番最初に工場ができ、あるいは住宅用地ができ、そのまわりが今度は農業ができなくなっていくのですから。そこはたして工場適地としていいのか、そしてまた住宅用地として立地政策上最も望ましい地域なのか、そういうようなのはあまり頭の中には置かないで、企業としてはできるだけ安い土地が手に入るほうが望ましいわけですから、そこに集中をしていくわけですね。そういうようなところから考えてまいりますと、やはりこの問題は、ただ税法上

の問題だけではなしに、また一つの農業政策やあるいは工業立地政策だけではなしに、もっと全体的な国民の生存をする条件の問題等とも関連をしながら総合的な土地政策というものを立てなければならぬ段階にきていると私は思うのですが、大蔵省としてはこれをどういうふうにお考えになるか、それもあわせてお答え願いたい。

○塩崎政府委員 私、先生が主として御指摘されるような総合的な土地政策が非常に必要だと思えます。そのうちの第一環といたしまして、先生御指摘の、近郊農地が近郊ではもうやっていけない、遠いところにかわっていくという場合、つまりその近郊農地を売りましてまた別なところに農地を買う、こういった場合に税制上の措置が講ぜられたかという御質問に對しましては、現在御提案申し上げまして期限を延長いたそうといたしました事業資産の買いかえの規定は、まさしくそういった場合に對処するものでございます。

○村山(喜)委員 そこで、今回の土地収用法の改正案を見てみますと、ごね得をなくするということが中心のように聞かれますが、一つの計画そのものを考えてみますと、初めに計画をつくる段階がありまね。成田空港の例を一つとってみても、初め、どこかに国際空港をつくるらしい、どこか成田のあたりらしいという、上層部の中において計画が練られることがあります。そのときに、非常にそういうようなのに通じている人は、どこかそこら辺になるようだというので土地の買いかえをやりまね。そして、いよいよ運輸省が、これは事業計画をつくるわけですから計画をつくる、そして成田にきめる。その時点においてはまたその土地が値上がりになる。その周辺が値上がりになる。そして、今度はいよいよ事業をやるのは建設省、それで事業認定をいたします。計画と認定との間においては約半年ないし一年間ぐらいのずれがある。そこで、その間に事業認定がなされて、そして今度はいよいよ収用法に基づいて裁決をする。いままではこの裁決の時点における価格で収用しておったわけですが、こ

れを事業認定のときにさかのぼってやるという計画ですね。そこで、その段階におきましては、なるほど、事業認定時にさかのぼるのですから、公共事業は割り安にできることは間違いない。この点は確かにそうなんです。しかしながら、それじゃそれをもう一歩さかのぼって、なぜ計画時においてその問題を考えないのかという疑問点が一つ出てくる。それから、なるほど、事業認定時においてやるということになれば、ごね得は少なくなる。ところが、その公共の目的のために収用されるその土地の所有者は、事業認定時の価格で収用されるわけですね。ところが、そのまわりは、今度はそれが空港の場合には騒音やその他があれ、別な問題が生まれてきたときには——今度は全公共事業にそういうようなのを適用しようというのですから、単に国際空港だけではないわけですね。そして千二百万の課税上の恩恵を与えようというわけですから、全公共事業においてこれが適用になる。そうすると、そこは坪当たり五万円なら五万円で収用されたとして、そしてそこに何かの施設ができたとする。そうすると、それに伴ってその周辺は今度は坪十万円に値上がりをして、こういうような事例が必ずや起こり得るわけですね。そのときに、いわゆる開発利益に伴うその措置というものを税法上やるべきであるというの

は、これはやはり、経済社会発展計画の中におきましても、いわゆる開発利益のその吸収によって事業を円滑にすべきなんだということが述べられておるわけですね。ところが、今回国会に提案をされた取用法の改正は、そういうようなものは全然ない。これは前に出されたけれども、それという過去の歴史があるわけだけれども、そういうような開発利益に対するところの、いわゆる土地の値上がり分に対して税金でそれを取るということはなぜお考えにならなかったのか。やはりそれは、総合的な土地政策の上から考えたら、その開発利益というものを吸収をして、それを一部の者たちだけでなしに全国民のものにしていく

という考え方がなければならぬはずだと思うのですが、その点はどういうふうにお考えになつておるか、この点を土地政策に関連してお尋ねしておきたい。

○井上説明員 土地収用をいたします場合に、その収用の価格を従前の土地収用委員会におきまして裁決時の価格から建設省または都道府県知事の事業認定という時期にいたしましたのは、村山先生のおっしゃるとおりでございますが、これを計画決定時にさかのぼってはどうかということも各面で論議されましたが、土地収用法の適用を受けます事業主体が計画を策定をいたします段階というものがきわめて不明確な場合が多く、計画決定のみでは、私権を制限し、これを収用するという区域が非常に明確でない場合が多く、また、その事業が土地収用に適し得る事業であるかどうかという認定も、やはり詳細なる事業計画と図面とを添えました事業認定がなければ、そういった制限がしたいのではないかとことから、事業認定のときを基準価格の時点としたわけでございます。

○塩崎政府委員 ただいまの御質問の、開発利益に對しましてなぜこれを社会に還元する方策を税制上とらなかつたのかという御質問でございます。これは、経済社会発展計画の中でも宿題にされて、今後の大きな研究事項だと思つてゐるのが第一のお答えであります。第二には、この開発利益につきましての税制上の措置はいろいろの問題がありますが、二つばかり大きな問題がありまして、昨年の国会におきましていろいろの御議論があり、今回反省いたしまして、もう少し深い角度から検討しようということで、提案はしてないのでございます。その第一は、ただいま村山先生みずからおっしゃいましたように、たとえば開発利益とは何ぞやという範囲の問題でございます。飛行場の周辺はむしろ収用の結果値下がりしたではないかという御意見も昨年の国会ではずいぶんあつたわけ

でございます。そんなような開発利益、これは私も、建設省にもぜひお願いいたしまして、開発利益の範囲を具体的に確定するについて何らかい方法はなにかとお願いして、どうしてもそれはできない。やはり一般的に開発利益を推測していただかなければならぬ。そうしますと、税の普通の適用という性格から、開発利益があろうがなかろうが、結局譲渡価格と取得価格との差額を開発利益と概括的に見ざるを得ない。そこに非常な無理があるのではないかと、そういう無理があるのに四分の三という特例的な課税を行なうというのは酷ではないかというお話が一つあったわけでございます。これが一つの理由。

もう一つの大きな理由は、第二に、実際に開発利益の吸収も考えなければならぬと思うのですが、いまの法人税、所得税の体系ではたしていいかどうか。これはもう先生御案内のように、譲渡所得税は売った税金を取るという制度でございます。そこに私は非常に弱点があると思います。しかもまた、先ほどもお答え申し上げましたように、現在事業用資産の買いかえという制度を認めておるような時期でございます。そういうしますと、買いかえの連中は何らの譲渡所得課税が行なわれないで、一方、たまたまその金を握る者、これはいろいろ理由があつて握るわけでございますが、その人たちが強い課税を受ける。これがたまたま担税力の面からみならず社会の発展、土地の利用の面から見ても適当であるかどうか。これはいろいろケースがありまして一がいにも言えない。このようなことを考えますと、もう少し譲渡所得税の範囲を離れた大きな角度から全般的に検討する必要がある。

こういふ問題で、開発利益の社会的な還元方法といたしましての税制上の問題は、これから私どもも税制調査会におきまして専門的な方々にお集まり願つて十分御検討願ひ予定にしておるのでございます。

○村山(喜)委員 たとえば、東京の三多摩で水道があるところとないところでは坪当たりどんな

に見ても五万円から一万円ぐらいの値の開きがある。そこで、かりに大きな不動産会社が、そこを宅地化して、そうして自力で簡易水道の設備をします。そうしますと、水道があるということになります。それから、それだけ土地が値上がりになる。結局、その簡易水道をつくった分はすく土地代の値上がり分で損はないように宅地開発会社はちゃんと需要者に転嫁できますから、そういうふうにする。ところが、今度そこに上水道を引いてくるのだというになります。そのときは社会的には二重投資になります。こういうようなかっこうの中で、最終的には利用者といふますか大衆の肩の上にしわ寄せが寄ってくる。そこで、そういうような一つの土地の値上がり分のうち二〇%なりというものを課税なら課税するという形の中において、その中から上水道の敷設費を生み出すというふうな形にするならば、それだけ消費者といふことができます。また、社会的に見ても二重投資にならないような形でロスが少なくなるわけですね。あるいは、国鉄の複々線化工事が始まった、三鷹なら三鷹からの通勤距離が短くなり、便利になるということになると、国鉄が投資することによってそれだけ土地の開発利益というものが上がってくる。ところが、投資をするために今度は財政資金が要するというので、特別債とかいろいろな形で高い金利の金を借り入れてやるから、国鉄としては、借金は雪だるまのようにふえてきて、利子だけでも一日三億くらい払わなければならぬ。そういうふうなことでしょう。そのあげくの果ては、それを利用者であるところの国鉄で通勤をする人の運賃値上げに持っていくわけですね。そこで、もし国鉄がそこに投資しなければ、そういうことにならなかつたわけですから、運賃からそういうふうにするのじゃなくて、それによる土地の値上がり等によつてもうかつた人たちが利益を取ることが、資本主義的にも合理的な解決の方法だと私は思うんですが、そういうような立場から、この開発利益の問題についてはまだ研

究課題になつておるといふことでありますが、一つのこういうような都市化現象というふうな問題が出ておる中において土地利用計画というものをきめていく場合には、そういうようなメリットの面とデメリットの面がやはり出てくるわけですから、そこら辺を社会的に規制をしていくというか、今度都市計画法をつくられる場合においてはやはり規制をしなければならぬのじゃないかと思うんですが、そういうようなところで建設省のほうは考えておるのですか。

○小林説明員 ただいまお話がございました鉄道の敷設に伴う土地利用というところまでは計画法としては手が及ばないわけですが、一定の団地を開発するという場合に、当然そこを市街地化したしますために街路あるいは下水道というものが必要になつてまいります。これをだれが負担するかという問題が一つございまして、いままでの方式でまいりますと、公共団体が最終的に負担する場合がございますし、あるいは先ほどお話のように土地代にかけて負担している場合と、両方あるわけがございますが、この交通整理を土地利用計画との関係でどのように調整していくかというのが一つの課題でございます。まだ最終案は出ておりませんが、宅地審議会の答申でもその点は割り切つておりますように、市街地化をすべきところときめましたところにつきましては公共の責任において公共施設の整備を行なう、しかし、市街地化すべきでないというふうにきめましたところに、もしある特定のまとまりのある団地が例外的に認められました場合には、そういうものの中の公共施設については開発者が負担をする、具体的には宅地の売却価格の中に含まれるというようにしたいと思ひます。ただ、その維持管理という点になりますと、これをいつまでも民間に持たすというのではできませんので、法律上一定のものにつきましては、あとの管理は公共団体が引き受けるといふことを義務づけたと思ひます。

○村山(喜)委員 建設省の新しい抜本的な都市計画法の改正案はどの程度まで煮詰まつてくるのかわかりませんが、先ほどの小林さんの話を聞きますとも、あるいは私たちがいままで聞いております声からいいたしまして、どうも今回の国会には間に合ひそうもない、そういうような気がしてならないわけですね。六月の中ごろ出る案として、この会期はいますのころは一応六月一ぱいというところになつておるのですからね。各省間の縦割り行政の中で、それぞれのセクションで取り組んでおられる今日のそういうような機構の中で、地方公共団体であるんですから、だれが開発の事業主体になり、そして各省にまたがる事務をどういうふうな調整をしながらやっていくかということになると、やはり土地の利用政策に対する基本的な法律がないから、建設省の一所管の中で都市計画法の抜本的な改正をやられても、あつちこちでひたひたから出てくる、そういうような気がしてならないんです。この点については後ほど佐藤総理に抜本的な基本的な点をもつたしたいと思ひます。いづれにいたしまして、土地利用計画が不十分だということは、各省ともそれぞれお認めになつていらつしやるのですから、これをどういうふうにしたらいのかという問題を考えながら、税法上の問題、特別措置の問題はその一環として取り上げて、これがいいかどうかというのを論議しなくてはならぬと思ひます。

そういうような立場からいままでも質問をいたしました。その次に、租税特別措置法の中にございまして、いわゆる教育費に関する問題でございます。今度税制調査会の方から、御承知のように、私学の振興ということで答申がございました。それを受けて、税制改正要綱の中で、税額控除を所得控除に移して、三〇%を一五%方式にした、あるいは指定寄付金の対象を拡大したり、あるいは収益事業の中からあがりました益金を損金に繰り入れる限度額を所得の五〇%に引き上げたり、こういうような措置がとられておるわけです。こ

れによりましてどれくらい私学の助成になるのか、大蔵省としてはその計算をされておられるわけですか。そしてまた、お伺いしますと、私学振興会が寄付金を集めましたら、それは全部免税措置をするんだということと話し合いがついたように聞くのでありますが、こういうような形の中でいわゆる税法上の措置がとられてまいりましたことは、これは税制調査会の答申を受けての措置でございますけれども、一体この面からどれだけの効果があるというふうに判断をしておられるのか。これが特別措置の中なかで金額がちょっとはつきりしないものですか、はつきりこの際お伺いしておきたいと思うのであります。

○塩崎政府委員 御指摘のように、たくさん置を去年から、私学のいろいろな事件を契機といたしましてやりかかっておりまして、今年度も、おっしゃるような寄付金の控除制度の改正あるいは法人寄付金の範囲の拡大、これらをいたしましたが、そこで、どの程度の効果があるかということとは、なかなかむずかしい問題で、いつも租税特別措置効果ということで御議論になっておるところでございます。

いまのところ法人の寄付金は三百億円、ここ三年くらい大体同額でございます。そのうちの私学への寄付金は三十五億円ばかり、こういうふうに見ております。

○内田委員長 この際、租税特別措置法の一部を改正する法律案の質疑を一時中断し、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより各案について討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました三法案のうち、相続税法の一部を改正する法律案に対しては賛

成、所得税法の一部を改正する法律案並びに法人税法の一部を改正する法律案に対しては反対の討論を行なわんとするものであります。

所得税法は、何と申しまして近代税法の中心でありまして、国民生活に与える影響もまた大きいのであります。したがって、応能の原則、公平の原則とともに、生計費には課税せずという原則が貫かれていなければなりません。ところが、このたびの改正案を見ますと、この原則に照らして幾つかの欠陥があります。

その一つ一つを申し述べ余裕がありませんので、そのおもな点をあげるにとどめますが、反対の第一点は、課税最低限が低過ぎる、すなわち、低額所得者に過重な税がかけられているということとであります。四十二年度は設備投資の過熱が心配され、物価も政府の想定する四・五%をこえて大幅な値上がり心が配されております。すなわち、消費者米価の値上げによる負担分千二百億、政府管掌健康保険税の負担増四百九十四億だけで、公共料金や一般物価の値上がり分を別にいたしましても、千六百九十四億円であって、減税額千八十億をはるかに上回っております。財政収入の面から見ましても、四十二年度の税の自然増は、政府の控え目な発表によりまして七千三百五十億円、所得税だけでも二千二百四十五億円であって、千八十億円は物価調整減税としても足りないものであります。大蔵省の示す男子一日二百五円、一食わずかに六十八円の食費を押しつけていることを見ても、税金が生活を圧迫しておるとい

わなければなりません。わが党は、民社、公明両党と話し合い、相提携して課税最低限の引き上げを強く要請し、本委員会においてもあらゆる角度から追及してまいりました。しかし、政府は話し合いの政治を放棄し、三党協定を無視してきたことに、強く不満の意を表するものであります。

次に、身体障害者、老齢、寡婦控除に対する六千円の税額控除を七万円の所得控除に切りかえたのであります。身体障害者と寡婦とを同列にす

ることに問題がありますが、さらに、身体障害者、老齢者を持つ低額所得家庭にはほとんどその恩恵はなく、高額所得家庭により大幅な減税効果を与えているのであります。これまた公平の原則からは許された考えであることを指摘せざるを得ないのであります。

法人税法については、簡素化をうたっておりますが、会計処理の基準のように、大法人には恣意的な運用によって粉飾決算の余地を与える反面、中小法人には従来にまさるきびしい徴税の方向が隠れております。通達主義、記帳義務を強化するものであります。

わが党は、法人税法の改正にあたっては、当然、一つ、留保所得につき税率を三七%に引き上げ、年所得三百万円以下の軽減税率を二七%にすべきこと、二つには、配当分に対する軽減税率は廃止すべきである、三つには、法人の受け取り配当の益金不算入制度を廃止すべきである等々を考え

ております。

さらに大きな不満は、今日国民の不信と疑惑の焦点となっている法人の交際費並びに寄付金に対する規制の強化こそ急務であると考えているのであります。これに対する処置はまことに不十分であります。

大衆に重く、大企業、高額所得者には手厚い優遇措置をとって、不公平、不均衡を一そう助長せんとする所得税法並びに法人税法の一部改正に反対し、相続税法に賛成して、討論を終わります。

○内田委員長 次に、小宮山重四郎君。

○小宮山委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました税制関係三法案について、政府提出の各原案に対して賛成の意を表するものでございます。

国民経済の均衡ある発展と拡大を推進するためには、国民生活の安定が重要な条件の一つであり、税制のあり方においても健全な家計の形成に寄与し得るよう不断の配慮を要することは言うまでもないところであります。

所得税は、納税者にとって、また家計にとって

最も負担感が強く、その税率の累進的仕組みを考

えるときに、経済の成長と所得水準の上昇に際して負担の軽減をはからなければ、その負担が急速に増加する傾向を有することも周知のとおりであります。わが自由民主党並びに政府は、このような見地から、中小所得者を中心とする所得税減税に最重点を置く減税政策を実施してまいりましたのであります。このような政策は今後もこれを推進する必要があることは申すまでもございませ

ん。特に、標準世帯の所得税の課税最低限を財政経済の事情の許す限り一日も早い機会に百万円に引き上げること、わが党が国民に公約し、また、わが党が政権をとっている政府にとって当面の租税政策の最大の目標であります。

政府提出の所得税改正法案は、まず右の目標への第一歩として、課税最低限を七十四万円程度に引き上げることを目途として、諸控除の引き上げを行なうほか、永年勤続者優遇に配慮して、退職所得の特別控除の引き上げを行なうことを主眼とするものであり、まことに時宜を得た措置と考

えます。

第二に、昭和四十三年度分からいわゆる完全給与制の実現をはかるため、専従者控除制度の改正を行なう点は、懸案の問題の解決をはかる画期的な措置であり、中小事業者の体質強化に資するところ少なからざるものと認められ、ここに賛意を表するものであります。

さらに、所得税の整備合理化あるいは簡素化をはかるためのその他の改正も、適切な処置であると考えます。

政府原案は、今日までの審議の過程においても明らかにしたとおり、中小所得者の負担の軽減を最大の眼目とし、国民各位の大きな期待にこたえるものであると思ひます。

私は、政府に対して、課税最低限百万円の実現に今後とも格段の努力を傾注されんことをこの際特に要望いたしまして、この原案に賛成する次第であります。

次に、法人税法の改正法案につきまして申し述

べます。

経済活動の直接の手にない手である企業に対する課税の中心である法人税のあり方が、企業活動へ与える影響を通じて経済の安定成長に重要な関係をもつものであることは、いまさら多言を要しないところであります。

今次改正においては、法人税の基本的仕組みについて根本的再検討を要するという事情等もあり、企業の体質改善、中小企業の体質強化等の要請にこたえる企業税制面の施策は主として別途租税特別措置法の改正によることとし、本法の改正は制度の整備合理化の範囲にとどめられているのであります。その内容は、清算所得課税方式の改正、税制の簡素化等、いずれもこの際妥当な措置と認められます。特に、主として中小法人に対する申告手続の簡素化をはかる中間申告省略限度の引き上げ、あるいは課税所得計算に関する会計慣行の尊重、その他税制の簡素化措置は、この法人税だけに限られるものでありませんが、常に税制上の原則であるべき納税者の便宜優先の考慮において画期的な一歩を進めたものであります。よって、私はこの原案に賛成するものであります。

最後に、相続税法の改正案につきまして申し上げます。

ゆとりのある家計の育成に資するという面から、中間層に対する相続税負担の軽減に特に配慮する必要があると考えられますが、政府原案は、まず、現在配偶者について設けられている相続税の二分の一課税をこの際全額免除税にしようとするものであり、夫婦間における財産の形成について配偶者の貢献を認め、また、夫の死後における妻の生活を保障するという点において、大きな意義を持つ処置であります。このほか、生命保険金及び死亡退職金の非課税限度額の合理化も、同様に国民の期待に沿う適切な処置と考えられます。よって、この改正案についても私は政府原案に賛成するものであります。

以上簡単にありますが、政府原案に賛成の意を

表しまして、私の討論を終わります。

○内田委員長 次に、竹本孫一君。

○竹本委員 私は、民主党を代表いたしました。所得税法の一部改正案には反対、法人税並びに相続税の一部改正案については賛成の意を表する次第でございます。

所得税法の改正につきましては、もちろん政府も御努力がないわけではございません。しかしながら、私どもは、百万円までは標準家庭において課税の最低限を引き上げるべきであるという基本的な主張の立場をとっております。これは、御承知のように、社会党、公明党、われわれの党と、三党が共同一致いたしました。その実現のために非常な熱意を傾けておられる問題でございます。政府のほうにおきまして、四十四年度になれば何とか解決の見込みがつくのではないかと、いろいろな御答弁もございました。しかしながら、公にこれを約束するということについては、大蔵大臣をはじめ、政府としては常にちゅうちょをされております。まことにこれは残念でございますが、私も、この際、少なくとも四十四年度にはこれの実現を約束する、こういう約束がいただきたかったのでもございまして、暫定予算の場合にもあるいは予算委員会における附帯決議の場合にもこういう点を強く主張いたしましたけれども、最後まで政府は公にそれを約束されることがなかったのでもあります。これは、いわば、野党三党が歩調を一にして政府に迫った問題について、あくまでも政府はわが道を行くという態度でありまして、民主的な政党政治のあり方から申しまして、野党がこれだけ歩調を一にして政府に要望いたしておる問題が何ら実質的に前進と解決を見なかつたということはまことに遺憾でありまして、私もこれはこれに賛成することができないのであります。

もちろん、今日社会経済条件を異にいたしております米国のように一億三千万円までというわけにもまいらないかもしれませんが、少なくとも、日本の経済が世界で第三位とか、ある

いは近くは第二位に自由主義国家群の中ではなろうというこの際でございますので、せめてフランスやイギリス程度までは課税最低限を引き上げるべきであるとわれわれは考えておる次第であります。

なお、私は、この際に物価政策とかく忘れられておることを指摘したいと思ひます。減税問題を論ずる場合においてもほとんどこの問題に触れられていなかったのでもございすけれども、経済政策、減税政策の中で一番大切なものは物価政策でございます。こゝでも御指摘がございましたように、百万円減税と申しまして、それは実質であるか名目であるかさっぱりわかりません。しかも、実質的に検討してみれば、平林委員が御指摘になりましたように、八十九万円程度ではないかということも言われました。こうした物価騰貴の上昇傾向の中で、どうしても減税問題というものは生活安定の最低限の問題としてもっと大幅に考えなければならぬのではないかと思います。特に、私は時間がありまじから詳しくは申しませんが、日本は物価騰貴の傾向といふものは、ことし、来年度に簡単におさまるものではない。政府が力を入れておられますところのフィスカルポリシーというものは、実はやはり公債を発行して漸次物価を上げてインフレ的手法によって日本の経済の景気を回復しようといふものであると思ひますので、この物価問題の重要性を特に指摘したいと思ひます。誤解がないように申し上げますが、企業間信用が弱まって押し込み販売が困難になりましたその瞬間から、物価の引き上げが非常に強くなつておる。したがって、私どもが言つておるように、インフレ的手法によつて今日の不景気を打開しようといふのが経済政策の基調であることは、強く指摘しておかなければならぬ問題だと思ひます。

いずれにいたしましても、納税人口が二千万であるといふことは、一見、われわれ国民の所得がふえてけつこうなことのようと思ひますけれども、いま申しました物価の問題を十分検討いたし

てみますと、二千万人に納税人口がなつたといふことは、所得がふえて喜ぶべき現象の結果であるといふよりも、税そのものが実質的に大衆課税としての悪的な要素を大きくしておるという点において問題があると思ひます。

こうした意味におきまして、私どもは、課税最低限百万円を実現することができなかった、あくまでこれは実現すべきものであるという立場に立つて、所得税の一部改正案には反対であります。

法人税につきましては、今回の清算所得の課税方式を改正したこと並びに中間申告の提出不要限度を引き上げたといったようなことは、租税簡素化の立場において私どもも賛成であります。

ただし、希望を申し上げますならば、やはり、企業減税のあり方、先ほど御指摘のありました交際費や寄付金の問題等につきましてもこの際本格的な検討を加えるべきである。さらに、中小企業等に著しく不利に機能いたしておりますところの法人擬制説、これは一日も早くやめていただく、法人実在説に立つて問題の処理に取り組んでいただくということを強く要望いたしております。

最後に、相続税につきましては、今回の改正に賛成であります。問題は、はたして三千万円の遺産があるだけのゆとりのある生活が何人約束せられておるかというところに問題があると思ひますが、一応、税のあり方としては賛成であります。

以上、簡単に討論を終わります。

○内田委員長 次に、田中昭二君。

○田中(昭)委員 私は公明党を代表して、ただいま議題となつております税制改正の三法案につきましても、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に対し反対、相続税法の一部を改正する法律案に賛成の意見を表明し、討論をいたすものであります。

まず第一に、所得税法の一部を改正する法律案については、わが公明党も強く要求してまいりま

したところの、課税最低限を百万円までに引き上げる

ことがなされておられません。この改正では、憲法第二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との規定を充足するにははなはだ遠いものであります。いわゆる生活費には課税しないという原則を侵すものであります。その改正の内容につきましては、諸控除の引き上げ等については一歩前進したものであるとは認められますが、しかし、不公平であつてはならないという租税制度の原則がまだ十分に満たされたものではありません。

次に、法人税法の一部を改正する法律案に対しましては、わが党の要求の基本的問題であり、中小企業法人に対する税率の引き下げがなされておらず、大法人に対する税率も現行どおりであります。税率の段階的適用が考慮されていないことは遺憾に思うものでございます。

そのほかにつきましては、このたびの改正案はその進歩も認められますが、いまだ中小企業並びに零細法人は現下の経済情勢から見ても異常な圧迫を受け、倒産件数さえ減少しておりません。その救済手段につきましては焼け石に水であります。今後ますます大法人との格差を増大し、社会不安を惹起するものであります。

以上の理由によりまして、二法案に対して反対するものでございます。

相統税法につきましては賛成の意を表しまして、討論を終わります。

○内田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより順次採決に入ります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○内田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

て採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○内田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

【報告書は附録に掲載】

○内田委員長 午後一時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時五十分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤(山)委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案には、非常にたくさん特別措置が盛り込まれておられますが、今回新たにたいへんまた特別措置が設けられますので、きょうは個々の項目にわたって各省のそれぞれの担当官から、特別措置の効用や設置をする理由や、これによって受ける効果などについて、ひとつ常識的な問題でございまして、通告をしないで失礼でありませんが、いろいろ適切な御答弁をいただきたいと思うわけでございます。

まず最初に、技術開発の促進という項の中で、特に国内の技術を大いに開発するという目的で、従来よりもさらに拡大をした試験研究費に対する控除制度を認めよう、こういう趣旨のようであり、主としてどういう産業に多いかを最初に通産省に伺いたいと思います。

○塩崎政府委員 私から申し上げて恐縮でございますが、この科学技術の研究は各省にまたがっております。工業技術院あるいは科学技術庁というふうにながらっておりますので、私から深い答えにはなりませんけれども答えますと、主として製造業に片寄っているということはいふまでもございません。

○武藤(山)委員 それでは、従来、大蔵省の知り得る最大の研究費を支出した企業は一体どういう企業ですか。

○塩崎政府委員 個別の会社につきましては最大のところまで比較しておりませんが、私どもの見ましたところでは、東洋レーヨンの合成繊維についての研究費が一番大きなような印象を受けました。これは印象でございまして、絶対額を全部の会社について比較したわけではございません。

○武藤(山)委員 大体一社で最大の研究費というのは、どのくらい使っているものでしょうか。一番大きいのを、上のランクだけでもちょっと教えてもらいたい。

○塩崎政府委員 個別の会社の資料は、はなはだ恐縮でございしますが持っております。業種別に一応私も用意しておりますが……。

○武藤(山)委員 業種別でけっこうですか、それでは幾種類か出してみてください。

○塩崎政府委員 業種別に見まして、四十一年度の見込みにおきまして、最も大きな支出金額を絶対額で申し上げますと、電気機器が四百二十億円でございまして、その次を見ますと、化学が二百九十二億円でございまして、それからその次は輸送用機器二百二十三億円、繊維が百六十五億円、こんなふうになんでおります。

○武藤(山)委員 その業種別の中で、大企業と中小企業に分けた場合はどういふ比率になりますか。

○塩崎政府委員 大企業と中小企業の基準、なかなかむずかしいわけですが、一億円に分けて、私どもはいつも租税特別措置法で大企業と中小企業との程度片寄っているかということで見えておりますが、それを基準といたしますと、九割は大企業と申しますか、八十七億円のうち七十九億円は大企業の減税になる、こういうふうに見えております。

○武藤(山)委員 八十七億円のうち七十九億円が大企業だ。常々私も社会党は、特別措置が大企業偏重にならぬようにということを非常に強く主張してきたわけでありましたが、きょうはこういう一つ一つを洗ってみたいと思うのであります。

従来、試験研究用機械については、取得価額の九五%を控除しましたね。大体これだけに限った場合の減税額がどれくらいあつて、その大中小分けた場合にはどれくらいになりますか。

○塩崎政府委員 減取額で十三億でございます。その減取額の内訳は、いま資料を調べますが、傾向といましては、いま申し上げました科学技術研究の特別措置の減取とそんなに大差はないと思ひますが、いずれまた詳細は御説明を申し上げます。

○武藤(山)委員 では、この問題は通産省で、たとえばこういう制度をやることによって今回のような国産のこの開発をやるというふうなことで、はたしてほんとうに国産の開発ができるんだらうか。特に通産大臣なり総理大臣から表彰をしたような、ここ二、三年の間に国内で開発した技術が具

の項目にわたって各省のそれぞれの担当官から、特別措置の効用や設置をする理由や、これによって受ける効果などについて、ひとつ常識的な問題でございまして、通告をしないで失礼でありませんが、いろいろ適切な御答弁をいただきたいと思うわけでございます。

まず最初に、技術開発の促進という項の中で、特に国内の技術を大いに開発するという目的で、従来よりもさらに拡大をした試験研究費に対する控除制度を認めよう、こういう趣旨のようであり、主としてどういう産業に多いかを最初に通産省に伺いたいと思います。

○塩崎政府委員 私から申し上げて恐縮でございますが、この科学技術の研究は各省にまたがっております。工業技術院あるいは科学技術庁というふうにながらっておりますので、私から深い答えにはなりませんけれども答えますと、主として製造業に片寄っているということはいふまでもございません。

○武藤(山)委員 それでは、従来、大蔵省の知り得る最大の研究費を支出した企業は一体どういう企業ですか。

○塩崎政府委員 個別の会社につきましては最大のところまで比較しておりませんが、私どもの見ましたところでは、東洋レーヨンの合成繊維についての研究費が一番大きなような印象を受けました。これは印象でございまして、絶対額を全部の会社について比較したわけではございません。

○武藤(山)委員 大体一社で最大の研究費というのは、どのくらい使っているものでしょうか。一番大きいのを、上のランクだけでもちょっと教えてもらいたい。

○塩崎政府委員 個別の会社の資料は、はなはだ恐縮でございしますが持っております。業種別に一応私も用意しておりますが……。

○武藤(山)委員 業種別でけっこうですか、それでは幾種類か出してみてください。

○塩崎政府委員 業種別に見まして、四十一年度の見込みにおきまして、最も大きな支出金額を絶対額で申し上げますと、電気機器が四百二十億円でございまして、その次を見ますと、化学が二百九十二億円でございまして、それからその次は輸送用機器二百二十三億円、繊維が百六十五億円、こんなふうになんでおります。

○武藤(山)委員 その業種別の中で、大企業と中小企業に分けた場合はどういふ比率になりますか。

○塩崎政府委員 大企業と中小企業の基準、なかなかむずかしいわけですが、一億円に分けて、私どもはいつも租税特別措置法で大企業と中小企業との程度片寄っているかということで見えておりますが、それを基準といたしますと、九割は大企業と申しますか、八十七億円のうち七十九億円は大企業の減税になる、こういうふうに見えております。

○武藤(山)委員 八十七億円のうち七十九億円が大企業だ。常々私も社会党は、特別措置が大企業偏重にならぬようにということを非常に強く主張してきたわけでありましたが、きょうはこういう一つ一つを洗ってみたいと思うのであります。

従来、試験研究用機械については、取得価額の九五%を控除しましたね。大体これだけに限った場合の減税額がどれくらいあつて、その大中小分けた場合にはどれくらいになりますか。

○塩崎政府委員 減取額で十三億でございます。その減取額の内訳は、いま資料を調べますが、傾向といましては、いま申し上げました科学技術研究の特別措置の減取とそんなに大差はないと思ひますが、いずれまた詳細は御説明を申し上げます。

○武藤(山)委員 では、この問題は通産省で、たとえばこういう制度をやることによって今回のような国産のこの開発をやるというふうなことで、はたしてほんとうに国産の開発ができるんだらうか。特に通産大臣なり総理大臣から表彰をしたような、ここ二、三年の間に国内で開発した技術が具

して、その間どういった効果を生じたか、はたしてこれが今後存続する値打ちがあるかどうか、こういう点から検討することにしたしておりますので、ただいま乙竹繊維雑貨局長から五年と言われまして五年という意味も、ちょっと私も十分理解できませんでしたが、私は、今度の繊維工業の廃棄という問題は今度の特別措置の中で相当吸収できるのではないかと、これを期限をどうするかというところは、ひとつ一年がたちました後に慎重に検討いたしましてどうするか、ことにまた法人税制のあり方、あるいは特別償却のあり方、これらと関連して基本的にひとつ検討し、国会に御提案申し上げたいと思います。

なお、その次は七億円の算出根拠でございます。昨年は、私どもはこのスラップ措置が非常に進むと思ひまして、三十億円の減収を立ててみました。ところが、実際ふたをあけてみますと、それだけのあれはなかったわけであります。そこで、一応今回は新しく実績を算出いたしました。四十一年の五月から十二月までのスラップ化設備の確認額をもとにいたしまして、それを年換算いたしまして見込みましたものでございます。なお、四十二年度の若干ふえるという見込みは入れておりますが、主として実績をベースといたしまして算出したてでございます。

○武藤(山)委員 いま主税局長の御答弁はまことに適切で、私どもは、特別措置は常々その効果について洗ひ直して、これはもうあまり効果がないというものは廃止すべきだという議論をいつも立ててまいりましたが、おそらく通産省では五年間これを続けて近代化をはかっていこう、こういう方針のようでありまして、それらの点については、これからの一年間を十分見直しながら今後の措置をとるべきだと思ひます。

次に、中小企業庁の方にちょっとお尋ねをいたしますが、今回新たに協業組合という組織を考えたようであります。一体、協業組合とは何かというところがなかなかよく理解できないのでございしますが、いままで協同組合を組織せよと指導し、あ

るいは企業組合があり、さらに加えて協業組合というものを設立するというねらいは一体何であるか。今回の特別措置にも協業組合を加えるという措置があるのでありますが、この性格、ねらいをひとつ明らかにしていただきたいと思うのであります。

○金井政府委員 協業組合制度につきましては、ただいまお尋ねのように、従来協同組合、企業組合その他の中小企業についての組合制度があるにかかわらず、なせつけるのか、そのねらいを説明せよとのことでございます。

端的に申し上げますと、御承知のとおり、中小企業は全国で三百五十万程度ございまして、最近の内外の情勢、すなわち、内から見ますと、労働需給の逼迫等を中心に需給構造の変化が非常に進んでまいりました。そういう情勢に即応する対策、それから外的には、後進国の追い上げ、あるいは資本の自由化等によりまして、だんだんと日本の産業が一〇〇%開放経済体制に向かいつつある情勢でありまして、これに対する中小企業対策。以上、内外の二つの見地から、私ども、中小企業三百五十万企業の成長発展をはかるためには、もちろん一方において個々の中小企業の近代化は必要でございますけれども、やはり日本の中小企業の過小、過多性というものと、こういう情勢変化に即応しまして、この際協業化というものを一段と進めていかなければならない情勢にある、このように存する次第でございます。

そういう点から、たとえば、お話のございました協同組合制度につきましては、そもそものねらいが共同事業を推進するために一部事業を協同化する、こういう思想でございます。一方、企業組合におきましては、資本と労働とを持ち寄って中小企業者が寄り集まって仕事をやっていく、こういうものでございまして、そのいづれをとりましても、そこに一つの問題は、協業化を進める場合には、一部の協業から完全の協業というものに進むのが望ましいかろうと思ひます。少し勇ましく申しますと、そんなら合併をすればいいではない

か、こういう議論も出ようかと思ひますけれども、いきなり中小企業について合併するということはなかなかむずかしいことではございまして、そういうような点から、過去、中小企業基本政策調査会におきまして、二年間はど学識経験者その他の、中小企業対策について豊富な知識をお持ちの方々を検討していただきました結果、協業組合制度というものを新しくつくるのが協業化の推進に非常に役に立つのではないかと、こういうこと

でございます。これは従来の協同組合、企業組合とどう違う点で特色があるかと申しますと、端的には、ただいま申しましたように全部協業への道が開かれる、それから制度的には、従来のいわゆる協同組合原則というものは、加入、脱退が自由である、それから議決権が一人一票である、また、別途共同事業をやっても、それと同じようなことを協同組合のメンバーがやっても、別に法律上は差しつかえがない、こういう点が協業の妨げにもなっておりますので、今度協業組合に参加したならば、協業組合のやる事業については兼業を許さないというような点が新しい特色でございます。そういう意図から協業組合制度の創設に踏み切る次第でございます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、大體形態は協同組合とやや同じと認識していいわけですか。たとえば事業所はA、B、C、D、それぞれ別なところに工場があり、一カ所どこか協業組合の事務所があつて、仕入れも販売もそれぞれの企業が別々にやるが経理は一本に統一をする、その程度の形態ですか。どうも協同組合と協業組合と形態が違うのかどうか、そこらもはっきりわからぬわけですか。

○金井政府委員 お尋ねのように、一部協業から完全協業へのステップを順調に生かすための組合制度でございますので、当初、たとえば全部をいきなり協業しないで一部協業をやつていく、こういう場合も乗れるかっこうになっております。しかしながら、根本は、協同組合と違いまして、終

局的には全部協業を目指していくという点が目的として違ひますし、今度は実際の運営につきまして、先ほど申しましたように、任意加入、任意脱退とか、あるいは一人一票とか、兼業はやつてもいいとか、そういうことが協業組合につきましては制限されるというかっこうでございます。結論的に申しますと、当初の段階においては一部協業ということも協業組合ではやり得る、こういう体制になっておりますが、帰するところは全部協業へスムーズにいけるような、そういう加入、脱退を中心とした新しい組織、制度を考えている次第でございます。

○武藤(山)委員 主税局長、この協業組合が新しくできることによつて、五年間割り増し償却三分の一をこの組合に適用する、この改正で減収は大體どのくらいになるのですか。

○塩崎政府委員 中小企業の割り増し償却の一部でございます。金額はもう幾らにもならない、約一億円足らずというふうな見積もりでございます。

○武藤(山)委員 さらに、従来事業協同組合には所得に対する軽減税率、配当にあつたの所得に対する特別税率の軽減、合理化機械の特別償却あるいは留保所得の非課税、こういうような適用がございましたが、今度の協業組合にもこのものはそっくり適用になるのですか。

○塩崎政府委員 協同組合に対する特別税率その他税制上種々の優遇的な仕組みがございまして、これは、いま御指摘のとおりでございます。しかしながら、協業組合は、先ほど来通産省からもお話しのように、むしろ事業主が片一方にきておられまして、事業主の企業を容易にするというよりも完全協業のようなほうに進める、いわば企業組合と同一性格の事業体と考えるべきだと思ひます。したがって、普通法人と私は考えておりますので、本来は、法人税法は普通法人として考えざるを得ない。ただ、問題は、協同組合から協業組合へ移るものもございまして、それにつきましては、御指摘のような緩和措置を経過的に設けることといた

しておるのでございます。

○武蔵(山)委員 それでは、税制の面だけをらえて考えた場合には、協業組合のほうが事業組合よりもちょっと不利ですね、税金の面では、そう解釈していいわけですね。

○塩崎政府委員 税制上は、協業組合も企業組合も同じと考えております。

○武蔵(山)委員 しかし、先ほどの軽減税率の問題や合理化機械の特別償却問題、これはそのまま協業組合には適用しないという答えだったわけでしょう。適用するのですか。普通法人と全く同等に協業組合は取り扱ふという答弁だったでしょう。そうすると、協業組合は協同組合より不利なんじゃないですか。

○塩崎政府委員 協同組合に比べて、企業組合は、税率それから事業量分配の分配金に対する課税方式は、おっしゃる通りに不利でございます。しかしながら、一方、事業体でございますので、協業組合と同じく、あるいは普通法人と同じく、近況法に基づきますところの割り増し償却は認める、しかしながら、私どもが事業体と考えていない協同組合には、したがって割り増し償却を適用しないことにいたしております。そこが違います。しかし、全般的にいまして普通法人として取り扱われ、協同組合に比べて協業組合のほうが税負担が高目になることは間違いございません。

○武蔵(山)委員 次に、中小企業庁の方にお伺いいたす前に、もう一つ、直接今度の税法には関係ありませんが、今度から償却資産について稼働率によって償却率を高めることができる、こういう主税局の説明が一応前にあったわけですね。たとえば機械などは、八時間労働ということで計算をしている。それを十時間、あるいは十二時間、あるいは二十四時間三交代でフルに動く、そういうような場合には償却率を高めることができる、こういう改正になるわけですね。そういう場合に、特にプラスチックや何かの場合、非常に稼働率の高い中小企業の機械が多いわけですね。

そこで、通産省としては、そういうものの指導、たとえば稼働率がこうなった場合には税金がこう安くなりまして、そういうような中小企業に対する指導というものは、一体中小企業庁ではどんなことを考えていますか、今回の改正で。

○金井政府委員 一般に中小企業に対する税制等の指導につきましては、特に零細企業、私どもは普通これを小規模企業と呼んでおりますが、こういった小規模企業体につきましては、特にそういう税制改正等があった場合に、その周知徹底については中小企業なるがゆえにその必要性が高いわけでございます。そういう点で、私ども商工会法による商工会に、経営指導員あるいは事務補助員等を全国的に相当設置いたしまして、そういう中小企業庁の税務指導という一面で徹底をしております。一方、当然私ども中小企業庁あるいは通産局、府県、こういった三者の間は緊密に連絡をとっておりまして、特に私ども中小企業庁関係におきましては、とかく政策ができて、それが中小企業者になかなか徹底しないという点がございまして、その点から、四十一年度から中小企業庁長官官房に施策普及室というものを設けまして、ある程度の予算を大蔵省から特別にもらいまして、パンフレット、リーフレット等によりまして、中央官庁、地方官庁の組織、あるいは全国中小企業団体中央会、商工会議所、たいてい申しました商工会等の組織を通じてこの辺は相当積極的にやっておりますし、今後ともやってまいりたい、このように考えております。

をちょっと。

○塩崎政府委員 いままでは、そんなようなトラブルを防ぐ意味におきまして、事前承認の制度をしまして、そういうむずかしい資料を提供さしておりましたが、それがなかなか資料がでないために、資料をつくるのに、聞いてみますと一カ月もかかるという話もあり、私はどうも、いま先生のおっしゃいましたようなことを考えますと、客観的な、たとえば超過勤務の支払いの実績とか、そういった別な客観的な資料が備わっておれば事前承認でなくてもいいではないか、これは事後の届け出で十分確認ができればいいというように考えまして、今回の簡素化の一環として、断ずるという改めまして、しかも事後届け出にしよう、こういうことにいたしました。

○武蔵(山)委員 次に、万国博覧会の出展準備金の控除について、通産省に簡単に一問だけお尋ねいたします。

アメリカで開かれた万国博覧会を見て、実はびっくりして帰ってきた一人なんです。あの規模とあの内容と、これは膨大な金のかかるものである。日本でこれをやる場合に、この出展の費用を全部控除するということは、たいへんな減税をしなければアメリカに匹敵するような博覧会にはできないであろう。そこで、日本でいま考えている博覧会の規模——規模といってもいろいろ比較するものがあろうと思いますが、出展の金額、出展のものを金額に直した場合にどの程度になりますか。

○橋本説明員 博覧会の規模は、先生御承知のように、それぞれの国によりましてやや違っております。ニューヨークの場合には非常に大規模でございますが、たとえば、現在開いておりますモントリオール、この規模は、正確なことはわかりませんが、あれに比べれば相当規模として、ただ、日本の場合に現在考えておりますこと

は、会場全体につきましては、大体五百数十億円程度の金によりまして会場をつくりたい。それから、おそらく日本の国内企業といたしましては、現在この出展を招請中ではございますが、大体三百億ないし四百億円程度の企業の出展が期待されるのではなからうかという見通しを現在立てております。それ以外に、外国企業としましては相当のものが来るだろうと思っております。

○武蔵(山)委員 各省の担当官の方には恐縮ですが、総理がお見えになりましたので、皆さんにお尋ねする時間がなくなりましたから、お引き取り願ってけっこうでございます。

さつそく総理にお尋ねをいたしますが、非常に重要な租税特別措置の法案を審議いたしておりますので、総理にどうして一、二点伺っておきたい、こういう希望から本日出席願ったわけでございます。

まず第一にお尋ねをしておきたいことは、総理もすでに御承知のように、いま日本の税制というものに、所得税の生命ともいべき累進税率というものが、配当、利子の取り扱いによってねじ曲げられていて、このことは、所得税の体系というものをほんとうに紊亂をして、好ましからざる税体系になっている。特に、前総理大臣の池田さんは、税務出身の方でありましたためか、非常に税制というものを大事にしました。私どもが委員会で質問をいたしましたも、また、本会議で配当の分離課税をしないようにという注文に対して、私が総理の間は絶対いたしません、こういうかたい決意を池田前総理は国会で内外に宣明したわけでありまして、その言明を最後まで守り通して配当の分離課税をしなかったわけでありまして、ところが、佐藤さんが総理になりましたら、配当の分離課税を認めるという制度が生まれてきた。このことを、私どもは大蔵委員として非常に残念に思っているわけでありまして、

そこで、これらの利子、配当の特別優遇措置というものを一日も早くやめる方向に総理としては

目で損金に落とす場合——そういうものでなしに、そういういまのお尋ねのようなことについては、主税局でいろいろ検討しておるところであります。

○武藤(山)委員 いま総理、重大な発言がございました。政治献金と、いま私が言った寄付とが全く別のもののような感じで受け取られたのかもしれない。この一般の寄付の限度内で政治献金も行なわれておるわけですよ、総理。したがって、政治資金規正法が、いま言ったような法人からの寄付というものをある程度締め出していこうという方針ならば、総理は、法人税法のこの政治献金が行なわれる寄付金の条項というものを改正すべきである、こういう認識に立たれますか、それとも政治資金規正法の方がある程度規制をし、制限をしてきて、この法人税法三十七条の寄付の限度額というものはいじる必要はない、こうお考えになりますか、そこはひとつはっきりしてください。

○佐藤内閣総理大臣 私、ちょっと実情がわかりませんから、大蔵大臣から答えさせていただきます。

○水田国務大臣 いまの問題は、政治資金規正法のあり方のいかんによって寄付のワケをきめるといふように、私も、今後の検討をそういう方向でするつもりでございます。

○武藤(山)委員 どうも歯切れの悪い答弁で、さっぱり要領を得ぬのでありますが、私の持ち時間はいまもうございせんから、最後にお伺いいたします。

総理も御承知だと思いますが、昨年十一月八日に、本委員会、佐藤総理の本部への政治献金二千万円問題が議論になったことがあります。しかし、これは経過したことでありまして、私は、政治献金に問題がある、そのときに、政治家一般に対する不信感というものが国民の間に非常に強うございました。いまでもかなり、代議士でも税務署への申告しない人がおるとか、代議士の月給は一体申告で間違いないのだろうか

と、いろいろ非難があります。しかも、前に総理大臣をやった人が、なくなつてみたら相続税の対象になる金額がはるかに多かつたとか、あるいは、大臣経験者は何億円の相続財産があつた、一体政治家の財産というのはどういふことになつておるのかという国民の非難の的になつております。そこで私は、そのときに、アメリカのニクソン副大統領当時に、疑惑を受けたら、自分の私財を、全財産を公表してテレビで国民に知らしめて、政治家といふもののえりを正したといふことを聞いて、私は、この際、佐藤総理もみずから国民の前に財産を公表して、私はこういふ苦しい事態にあるといふことを知らしむべきではないか。総理大臣が年間九百五十万円の収入で、それはたいへんだと思ふのです。だから、決して総理大臣といふものはそんなに、国民が見るほど裕福な財産を持つておるわけではないのだといふことを進んで公表すべきだと思ひますが、総理の御所見いかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 たいへん御理解のある御意見でございます。

過日参議院の本会議で、公明党から、一体九百数十万円の申告をしているが、これは間違ひじゃないかといふようなお尋ねがございました。私は、神明に誓つて、決して隠してはおりませんと、はつきり、きつぱりお答えをいたしましたのであります。

そこで、私の財産そのものを適当な機会にひとつ公表しようといふお話、しかし、これはいかにがでつか、私自身、そういま非常に疑惑を受けているとは思つておりません。私は、これは必要があればいつでもいたしますが、ただいまそこまでは決心はしておりません。

○武藤(山)委員 ありがとうございます。

○内田委員長 次は、村山善一君。

○村山(善)委員 五月十二日の本会議で、佐藤総理に、私、租税特別措置法の問題で質問をいたしました。その中で、交際費のいわゆる損金不算入の問題につきましてお尋ねをいたしましたのでござい

ますが、佐藤総理が答弁された中には、交際費といふのは遊興飲食のためにのみ使つておるのではない、それはあくまでも経営の合理的なといひますか、良心的な問題だ、こういうふううに答弁されたことを御記憶になつていらつしやると思ふのであります。

そこで、私たちは、税金というのは国民が納得の上で喜んで納めてもらうような形に持つていかなければならぬ、社会の発展のためになくてはならないのが税金だ、こういうふうに考えております。ところが、租税特別措置法という法律の中には、いろいろな政策上の必要性に基づいて特別な減免措置がなされているものもあります。しかし、その中において、ただ経営者の良識にまたなければならぬといふようなものの判断だけではないに、これは特別に税金を安くしてやるという法律なんです。そういうような点から、そこにはやはり国民が納得をする社会的な常識の線において、いわゆる良識において、みんなが納得をしてくれるようなものがなければならぬと私は思ふ。

そういうような点から考えてまいりますと、交際費の、いわゆる良識の限度といふものがなければならぬのじゃないか。これをただ経営者に求めるだけではなしに、税法の中においてもそういうような措置をとることができるよう、たとえば一人当たり交際費として、接待をする場合には、今日の世でございまして五万円なりといふような一つの目安といふものがなければ、私はおかしいのじゃないかと思ふ。そういうような点から、法律の中でそれらを規制することは、政令にゆだねる中において可能であるわけですが、たとえば、ゴルフの入会費等については、これは交際費の中からははずすといふような点も大蔵省として考へておるようでありまして、そういうような方法といふものがなければならぬかと私は思ふのですが、総理は、そのような国民の良識といふものに税法もこたへるべきだ、これは、本来なれば課税をされなければならぬものが、特別に法

律によって免除されているのですから、そういう立場から、ただ経営者の良識の問題にまかせるのではなく、政治の良識の問題として適当な介入をすべきだと私は考へるのですが、現在のような形でいられるつもりか、その基本的な態度についてまず承りたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 まあ、交際費、これも本来免税しておる、だから政府がこれに介入していくといふ、そういうことだが、一々事業を経営しておるについて、あまりこまかく政府が介入することは、これは好ましいことではないですね。

ただ、いま村山君が御指摘になりますように、最近特別な、社用族といふようなことばまでできておる。その行動一切が会社との交際費で払われている、そういう——これは待遇が何かわからないといひますか、そういうような処置になつておる。こういうところは少し目に余るといひます。そこで、ただいまのような、これに何とかもつと手を入れたらどうか。これはいまのやり方が目に余つておる、私はそういうふうに思ふのです。だから、そういう意味から交際費に手をつけようといふのでございまして。しかし、本来から申せば、交際費が経営者の良識であるならば、非常に厳格に出されるだろう。たとえば外国商社とのつき合ひの非常に多いところのもの、それと、あるいは国内でも卸売りあるいは小売りの関係から見ると、いろいろ微妙な実態問題があるわけですね。今日、いまのような、いわゆる交際費で支弁されるということが一つの常識になつておる。そして、それはつき合ひだ、つき合ひがそれより以上に出ておる。こういうようなこともありまして、ただいま大蔵省がこういうことについていろいろくふうし、今回のような特別な税の問題もからみ合はして問題を解決する方向へ向かつてみよう。これは、私はたいへんいいことだと思ふのです。いま言われることは、あまり理屈っぽく言うと、交際費は実際に経営上役立つもの、だ、こう言つてしまふでしょうが、しかし、いま社用族といふことばまで起きておるのですから、これ

は不都合であることははっきりしておりありますね。

○村山(喜)委員 総理は、社用族ということばが不都合なんだということをお認めになっていらっしやるのですから、そういう立場から、今回の措置も、交際費を減額したらメリットを与えようという考え方には立っておる。しかしながら、その中身までやはりいまそういうようなお気持ちを保持していらっしやるのですから、もつと中に入り込んでおやりになるべきだということを私は申し上げておるわけです。そういうような点から、いまの総理のお気持ちが、さらに今後の具体的な内容の中で生かされるように大蔵当局では善処されるだろうと思ひますので、姿勢の問題としてその点はお尋ねして、確認をしておきたいと思ひます。

それから第二の問題は、土地政策の問題でお尋ねをいたします。

けさほども各省から呼びまして、それぞれ今日の土地政策の問題をただしたのであります。総理は、本会議の席では、宅地というものの供給については、できるだけ安い価格で大衆の要望に沿うようにしてあるんだ、これについては建設大臣から答えさせる、こういうことでございました。ところが、この土地利用の問題につきまして総合的なものがないというのは、各省ともこれを認めているわけでありまして。

そこで、いま建設省では、土地利用計画というものがつくられるようにやろうということで、都市計画法の抜本的な改正を進めているように聞くのでございます。ところが、これが縦の行政的な機構が入り乱れておりまして、各省庁にもまたがる問題が出てくる、こういうようなことで、なかなか難航をいたしておる。実施主体をどこにするのかということも、これまた中央官庁と地方公共団体との関連性もございまして、実施主体が明確にならない、こういうようなことで、国土の高度利用、土地利用計画というものが、十分な措置がなされない形の中で、いびつな成長が行なわれ

ている。そこに、宅地政策の予算的な措置は行なわれているけれども、量的には確保できませんが、質の上において、大衆の望むような形の中で、安くてよい土地が手に入らないような仕組みになっているというものが、偽りのない姿であります。

そこで私は、総理大臣として、そういう各省にまたがる問題を総合調整して、決断を下される任務があると思うのです。そういう立場から、国土の高度の利用計画というものをどういうところで確立しようとお考えになっているのか。建設省のやろうとしている都市計画法の抜本的な改正で対処しようとしておられるのか、それとも別個に、総合的な開発計画を出す用意がおりになるのか、その点についてお尋ねをしておきたい。

○佐藤内閣総理大臣 いま政治的に私も一番力を入れなければならぬことは、それは土地の問題だと思ひます。ひとり地価だけの問題ではございません。価格も価格ですが、同時に、取得の方法、さらにまた、もつと積極的な利用、提供、こういうような問題が実はあるわけです。こういう問題とひとつ政治的な観点から取り組もうというので、建設大臣を中心にしてこの問題と取り組ましておるのであります。そこで私、せんだつての本会議では、建設大臣に答えさせるのが一番適当だ、かように思つてお話をしたのであります。

そこで、いま村山君からも御指摘になりますように、土地の問題と取り組む場合には、土地の利用計画というものがなければならぬ。これが部分的にはいままで、あるいは新産都市だとか工業整備特別都市だとか、いろいろの名前をつけて地方開発に乗り出しておりますけれども、しかし、大都市周辺等から見ると、土地利用計画というのが立っていない。そうして税の問題等もこれにからんでおりますが、基礎になる利用計画がないときに、税の問題だけ云々しても土地問題は解決されるものじゃない、私はかように思つております。そこで、そういう意味の総合的な取り組み方が必要だ。宅地審議会におきましても、ただいま私が申し上げるような意味でこれの問題と取り組

む、こういうことであります。

そこで問題は、いまお話がありました都市計画法であるとか、あるいは都市再開発法とか、あるいはそれが同時に憲法の問題ともからむいろいろの問題をはらんでおるわけです。そうして、取得の問題は比較的早く手をつけるべきだということで、いま土地収用法の改正案を御審議をいたしたいとおる、かように私は思つておりますが、とにかく総合的な一体としての問題、またたいへん広範であり、大きな問題だ、かように思つておりますから、簡単に結論は出てまいりません。しかし、ただいま申し上げるような諸点の問題がありまますので、これらと真剣にただいま取り組んでおるといふ姿でございませう。

○村山(喜)委員 そういたしますと、今度の国会には都市計画法を、まだこれは閣議で決定を見ていないわけでありまして、そういうような土地の総合的な立地政策というものについては、お出しになる御用意があるのですからいいのですか。その点だけ承ります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの収用法、これはいま提案して御審議を願つております。それから都市計画法、これはただいま各省との関係の調整中ではございます。もう一つの都市再開発法案、これはただいま法制局でいろいろ案を練つて、よほど進んだ具体的な状況でございませう。これらのものがそれぞれ準備でき次第、続いて御審議をいたさう、かように私考をいたします。

○村山(喜)委員 土地収用法の改正なりあるいは都市再開発法案の提出なりは、部分的な解決のため、あるいは公共事業の促進のためにはなり得る。これに伴う租税特別措置もしかりでありませう。しかしながら、伝え聞く建設省の都市計画法の抜本的な改正、これ等によりまますと、それぞれいづゆる利用計画に基づいた土地利用の高度利用というものがなされるやに聞くのであります。しかし、これもゆがめられたら、こういうような総合的なものは生まれてまいりませう。したがって、ま

た、住宅の五カ年整備計画もできたことであります。最近、都市農業の問題等にいたしましていろいろの問題がありますし、工業立地政策にしても、これまた問題があることは御承知のとおりであります。

したがって、そういうような、一つの基本になるようなものをおつくりをいたさなければ、それぞればらばのものが出ましてもなかなか所期の目的を達成できないのじゃないか、こういうふうにお考えをいたしますので、総理大臣が、総合調整の立場で、この点をもつと明確にしたいいただきますことを要望申し上げておきたい。

それから、時間がありませんので、一言だけお尋ねをいたします。それは教育費の問題であります。

六月の末には、御承知のように臨時私学振興方策調査会から結論が出るのであります。今回、租税特別措置法におきましても若干の寄付金等の限度額を引き上げる、こういうような措置が出ておるわけでありまして、予算委員会等におきまます答弁をお伺いいたしますと、総理は、よく検討をさせる、こういう程度で終わっているように見受けらるるのであります。

御案内のように、ことしは百八十万くらいの中学の卒業生がおりますが、あと五年くらいいたしますと百五十万人程度に減るのであります。それに伴ひまして、私立の中学校、高等学校の経営者の中には、御案内のように、すでに倒産をしつづける、こういう事例も出まします。私学振興会が貸し付けました福岡電波学園などは、八千名の子供を預かっておりますが、これが不渡りを出してつぶれそうになっておる、こういうふうな状況も出てきておるわけでありませう。この問題については、勤労学生といふゆる教育費控除というものが、前には税額控除で六千円であつたものが、今度は所得控除で七万円に引き上げられました。これとも私は関連性もあると思うのですが、所得税法の中で、やはり教育費控除というものが考えられなければならない段階をすでに迎えておると思

うのですが、佐藤総理のこれに対する見解を一言だけ伺いをして終わりたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 わが国の国民性から申しまして、たいへん教育には皆さん熱心でございまして、ただいまもそういう観点からのお話だと思ひますが、まあ、そのおかげとでも申しますか、これは世界的に見て、日本の教育水準は高い。義務教育は世界一になっている。さらに高等学校、中途のところで世界で二番目、さらにまた大学、これを考えましても世界で二番目でございまして。こういうふうに非常に高いですね。そういうところから、現状でうまくいっているとは私は申すわけではありませんが、教育に熱心なあまり、いろいろの無理もそこに出てきているが、国民がそういうような意気込みで教育に力を入れておるなら、政府も、もちろんこういうことについて特別な考慮を払っていく、そうして国民のこの意欲にこたえるのが、私は筋だと思ひます。

したがって、この前もこれを十分検討さすというお話をしていただきました。御承知のように、大蔵当局におきましてもいろいろ検討しております。これは金額的には二百五十億にもなるだろう、かようなことを申しておりますので、そう簡単には一口に、きめ方もございましょうが、踏み切れないというものもあるようであります。もう一つは、税制調査会等の意見も十分聞き、そうして他とのつり合いの問題も、これは税の当然の問題でございまして、考えなければなりません。そういうことで、ひとつ前向きにこういう問題と取り組んでみよう、かように実は考えておる次第でございまして。

○村山(喜)委員 時間があと三分ぐらいあるようでございますので、ちょっと申し上げますが、私学の学校経営の実態調査をやった結果が報告をされておりますが、これによりますと、もう現在の納付金に依存をするのは限界が見えた。そうして、施設の整備拡充のために私学の財政が非常に圧迫をされて、それが学生納付金をつり上げる結果になっているという状況であります。こういう

ようなことから、大学生の七五%が私学で学ぶ中で、父兄の声としては、われわれはいわゆる税金の二重払いじゃないか、こういう気持ちがあるわけですね。そういう中において、今日私学は、先ほど申し上げますような状態の中で、これから先は児童、生徒の減少を著しく示してまいるわけでありまして。そういうようなところで今日の非常に深刻な問題が出ておりますから、ぜひ前向きの形で対処するという総理の答弁を――来年度の税制の中では、税の百万円控除の問題とも関連をしながら検討をお願いを申し上げておきたいと思うのですが、よろしくございまして。

○佐藤内閣総理大臣 お願ひされるのはよろしゅうございまして、その期待に沿えるかどうかというところが問題なので、お願いは私に幾らでも伺ひますけれども、問題は、やはりこれを実現をさす、先ほどの前向きの姿勢、そういうところで結論を出さなければならぬ、かように思ひますので、十分検討をさしていただきたいと思ひます。

○内田委員長 次は、竹本一君。

○竹本委員 私は総理に、中小企業の問題に焦点を絞って、三つだけ伺ひたいと思ひます。第一は、中小企業の重要性についてでございまして、生産については中小企業が六割以上を担うとおるとか、あるいは労働者の七割もしくは八割近い数が中小企業で働いておるとか、さらには輸出については五割ぐらいは中小企業が受け持つとおるとか、こういうふうな経済問題を中心に中小企業問題が大体とらえられております。

しかし、私、最近いなかを回って感ずることは、その中小企業の方々あるいは農民の方々、いわゆる中間層の思想というものがだいたい悪化しておる。そういう意味において、中小企業問題は、単なる経済問題だけでなく、思想問題の立場からもう少し真剣に取り組んでいかなければならぬと思ひますが、総理の御見解を承りたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いま竹本君の言われるように、いわゆる中小企業というものの、これが経済的に果たしておる役割りは非常に大きい、これはそのとおりでございまして。しかも、その事業所の数というものがだんだんふえておる。最近になりましてもふえておる。四十一年は四百二十万事業所、まあこれが三十五年時分は三百五十万といわれ、また三十八年は三百八十八万といわれておる。四十一年でただいま言うように四百二十万にふえておる。また従業者の数もだんだんふえておる。だから、これが同時に国民を形成しておる。国民のプロポーションのうちで、中小企業の占めておる地位は非常に高いのです。そういう意味で、ただ経済的な効果ばかりを考えないで、こういう方がほんとうに国の中核として、また中核として社会に貢献しておる、そのことは考えなければならぬ。ただ単に、いま言われるように、思想問題というののじやなくって、社会的、国民的な働き、これは十分私どもも考えなければならぬ、かように思っております。

○竹本委員 総理がいま御指摘になりましたように、四百二十万の国民の中核を形成しておる人々の中小企業の問題であります。これが実は中小企業基本法ができました――農業基本法と並んでできたわけでございますけれども、この基本法はきわめて抽象的で、まあ、ないよりは一步前進でありまして、あるいは何もかも約束してない。こういうことで、実は、大蔵大臣もいらつしやいますけれども、この基本法ができて後になって、かえって中小企業の金融問題なんというものは条件が悪くなった面がたかさんあるのです。でありますから、口の悪い人は、基本法というものは、もとの本というのじやなくて、キの字は棄てるという字を書いて、もとを棄てる法だという人もあります。それは冗談といたしまして、とにかく今日の中小企業は、特に困っておりますのは金融の二重構造であります。租税につきましては、たとえば中小企業の場合、中小の法人については軽減税率が考えられておりまして、結果的には、大企業の租税特別措置の関係がありますので、中小企業の方が大企業よりも軽いとは容易に結論が言えないのでございましてけれども、しかし、少なくともそういう努力はいたしておるわけですね。ところが金融の場合には、軽減金利というのはいないのです。逆に金融の場合には、中小企業の歩積み・両建ての問題が予算委員会において毎国会問題になりますけれども、軽減金利ではなくて、金利は中小企業には特に重くなつておる。そのために、金融の二重構造というものを学者も指摘しておるくらいに、高度成長のときにも、一番しわ寄せをされたのは中小企業であり、税法上も若干の努力はありますけれども、最終的には、はたして中小企業の法人のほうに軽いかどうか問題があります。特に金融においては、その矛盾が大きい。そこで、今日におきましては、大体中小企業の多くのものは、税金を払って手形を落とせば満足なんです。その手形が落とせないで、倒産をしたり、不渡りを出したり、処分を受けたらしておるわけでございます。そういう意味で、一番大事な中核を形成しておる四百二十万の中小企業の人たちが、特に金融の二重構造のために今日非常に苦しい立場に立っておるということを、総理、御認識いただいております。われわれの関心のある点であります。

○佐藤内閣総理大臣 これは竹本君と議論するつもりはございせん。いま金融ということをおっしゃるが、中小企業に対する金融、これはさういふん私ども骨を折っております。特殊な金融については、これは三分五厘以下に扱えるようなものも考へる、あるいは担保なしで融資するというようなものもございまして。したがって、ただいまのところ、中小企業に対しての金融、これは信用補充もいろいろやられておりますから、私は必ずしも不十分だとは思ひません。しかし、多く言われますが、ただいまお話にありましたように、どうしても中小企業はや

み金融に流れやすい。やみ金融とまでいかなくても、小規模金融機関のやつかいになることが非常に多い。そういうところで、どうしても金利が高くなるということがある。だから、そういふ点で特別に政府がめんどろを見なければならぬことは、もう御指摘のとおりだと思ひます。中小企業、ことにこれから成長するような中小企業に對しての金融は、私はたいへんうまいくくたろうと思ひますが、いわゆる零細企業に對するいまの無担保金融あるいは信用補完してあるような金融の場合に、これが実際にうまくいっているかどうか、さらにトレースしてみることがある、かように私も考えております。

○竹本委員 総理の御指摘になりました三・五%の特に安い金利だとか、あるいは無担保金融というやうなものはいろいろあります。しかし、それは実際に四百万からの中小企業に對して実効的に役に立っているかというのを考えてみますと、多くは盆裁趣味であつて、ただそういうものがあるんだという概念の整理には大いに役に立っておりますけれども、あまり実効的ではないと私は思ふのです。

そこで、第三番目のポイントを伺つて終わりにいたしたいと思ひますが、先般、総理は西ドイツの社民党のブランド外相にお会いになりました。西ドイツの社民党につきましては、私どもは党の立場におきましても、その行き方に非常な注目を払つておる党でございますが、私、西ドイツに参りまして特に感心いたしましたことをここでひとつ指摘して御意見を承りたいと思ひるのであります。

西ドイツの社民党が、あるいはその労働組合が赤旗を立てるのをやめたとか、階級闘争に重点を置かなくなつたというやうなことは、わりに日本によく紹介をされておりますけれども、西ドイツの社民党の政策綱領の中で一番注目すべき点は何かというならば、これは、中小企業や農業といったやうな、資本主義の社会において自由競争で弱い立場に立つておるものについては、単なる

自力更生とか自由競争ではだめなんだという政策的な認識の上に立ちまして、いわゆる底上げ政策、ある一定のところまでは政府の力、国の力で中小企業なり農業なりは體質改善をしてやる、これは本人が自力でやるのではなくして、国がやつてやる、そしてあるところまで持つていつて、その上で大いに自由競争をやりたい、大いに市場でがんばりたい、こういう点に立つていて、とだと思ひます。すなわち、中小企業や農業に對しては、でもしれない觀念的な自力更生とか自由競争を呼びかけないで、まず政府が政府の責任、国の力においてあるところまで持ち上げてやる、底を上げてやる、これが西ドイツの社民党の一番すぐれた政策のあり方だと思ひます。

そこで、わが国の中小企業や農業にしても全く同じでございます。今日のような自由競争経済の中において、中小企業にむづかな無担保金融を五十万から百万やつてみたつて、これは助かるものじゃありません。どうしても三カ年なりあるいは五カ年計画を立てて、国の力、政府の力で中小企業はこゝまで持つていつてやろうと思ひ切つた政策転換をやらなければ、私は日本の中小企業問題は解決しないと思ひます。

そこで、建設的なプランを一つ申し上げるわけでございますけれども、石炭については、御承知のように、この間も石炭対策特別会計法がこゝで通りました。ところが、これはいままでですでに九百二十六億円の政府資金をつぎ込んで、今日一九九%、将来は五%以下のシェアしかない石炭のためにこれからまた一千億円の肩がわりをしてやろうというところで、合計二千億円の金をつぎ込むわけですが、あるいは山一証券の問題でも議論がありました。三十三億円の金を目録が出しました。そこで自己責任主義といういまの資本主義経済の根本に立つて考えた場合に、中小企業をいま世界からくる開放経済あるいは自由化のあらしに對してどう守つていくか。また最近は大企業がほとんど中小企業の分野に押し出てきております。この大企業のあらし、自由化のあらしから中小企

業を守るためには、単なる租税や単なる金融措置ではだめなんだ。やはり西ドイツが考へてゐる程度の大規模な国家的な力で底上げをしてやらなければいかぬ。

その具体的な例を申しますならば、たとえば租税につきましても、租税特別措置法はこれからのいへん問題になるわけでございますけれども、本會議等において大蔵大臣等にお伺いをいたしました。中小企業のために、たとえば特別な租税特別措置法をつくれ、こういうふうに言いますと、いや、租税は公平でなければならぬから、中小企業のためだけの特別措置はむづかしい、不公平になる、こういう御答弁でございます。しかし、私は政策意図というものはある程度不公平がなければ政策効果はないと思ひます。みんなにフェアプレーでやつておつたら、政策の効果はありません。でありますから、中小企業を一定のところまで持ち上げてやるというならば、たとえば大企業があらしのごく攻めてくるのを守るために、あるいは自由経済に對処するために、私の建設的なプランで申しますが、それぞれの事業について、カメラについても、あるいは洋食器についても、あるいはミシンについても、適正規模があると思ひます。その適正規模にいくまでは内部留保について特別措置法で目に見えてやる。そのかわり、そこまでは品質が改善され、近代化されたならば、あとは大いに税金も取ろう、こゝういふかまゝになれば、中小企業は努力して早くこゝまで持つていく、持つていつたところで、あとは税金もかけていたでけつこうです。そのくらい思い切つた手を打たないといけぬ。少し利益があれば全部取つてしまふ、そして、あとはどうなるうとしかたがないといふことになつたのではどうにもなりません。私は、租税特別措置法を中小企業のために制定されるお考えはないか、それがなければ、石炭対策特別会計と同じやうに、中小企業が困つたときには、少なくとも中小企業対策特別会計をおつくりになる考へはないか、その点だけお伺ひいたしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は、民社党の方も、社会党と一緒に租税特別措置には原則として反対かと思つておりましたが、ただいま中小企業に對する租税特別措置法を立てるという御意見で、私は、私もこの租税特別措置をとつておる立場を御理解いただいたことをたいへんうれしく思ひます。中小企業に對しまして、今度は完全給与制といふか、そういうやうな制度をとります。けれども、明らかに中小企業に對する特別措置だと思へないでいて間違ひないのであります。いま言われるやうな特別措置がどういふ内容を持つたか、これは私は十分明らかにいたしません。今日私どもが個々の場合に具体的に持つておるものが、ただいま申し上げた特別措置でありますので、これをひとつ御了承いただきまして、なお御提案がございましたら、十分事務當局によつて検討することにいたします。

○竹本委員 一応終わります。

○内田委員長 次は、田中昭二君。

○田中(昭)委員 首相にお尋ねいたしますが、今国会におきまして、施政方針演説に對する野党の質問に對しましてお答へになつたわけでございます。その中で、税制については変えない、そのやうな趣旨の総理の答弁があつたわけでございます。御記憶があるでしょうか。——今回、税法につきましては特別それ以上の改正の意思は持ちません、そのやうな答弁がありました。それは御記憶なければ、私は議事録を持つてまいりました。きょうは急な質問でありましたから、したいと思ひますが、私も大蔵委員会に初めて参りましていろいろ見ておりますと、税制の改正につきましても、政府提出の税法につきましては、委員の審議がなされても、その委員の審議が税法の改正に反映しない、そういう問題を強く感ずるものでございます。

それとは直接関係はございませんけれども、現在の所得税の申告関係から見ても、実はきょう聞いた話でございますが、ある税務署において、ある政治家が歳費だけの収入しかないのに對

して、確定申告におきましてその必要経費を認め、このようなことを聞いたわけでございます。歳費は、あくまでも所得税法でいいます給与所得に該当することは、御存じのとおりだと思います。そうするならば、所得税法二十八条並びに必要経費の三十七条、また百二十条、百二十一条に申告を要するもの、要しないものの規定がございます。それからいさまして政治家についてそのような所得税法に違反するような行政が実際の末端において行なわれてゐる。私は、総理としても、水田大蔵大臣としても、そういうことを御存じないのか、それとも歳費の収入が所得税法に規定する給与所得じゃないと考えるのか、そういう面についてお尋ねしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 非常に技術的な問題でございますので、私から簡単に申し上げます。おっしゃる通りに、歳費は税法上給与所得でございますので、現行法では最高限度十八万円までの費用しか控除いたしません。おそろく、私は事例はきわめて少ないと思ひますが、考えられますことは、ほかのほうの、たとえば雑所得に損失があつた、その損失通算の規定を適用した結果歳費が減少した、こういうことではないかと想像されます。それは法律上違反というふうには——事実上当たつてみなければわかりませんが、違反ではないと思ひます。

○田中(昭)委員 そういうことを主税局長がおっしゃるけれども、私も二十年の税務経験がございます。歳費の収入だけではない人に必要経費を認めたとする事例を聞いたんです。それは当然御存じないと思ひますけれども、ある税務署においてそのようなことがある。政治家としての歳費は給与であるときまつてゐる。その給与から必要経費を引くというように対して、そのように第一線の行政において間違つたことがなされるというところについては、私は国民の皆さまに申しわけないと思ふ。国民の一般納税者に対しては、必要経費がちょっと多い少ないということについて厳格な判定をすることについても——これは私は総理

にお尋ねしたのであります。総理から、そのようなことがもしもあつたならば、それはいけない、それはさつそく国税庁長官に命じて調査をして善処します、そのようなことを私はお聞きしたかつたわけでございます。

○佐藤内閣総理大臣 納税者というのは、ほんとうに法を守り、また神明に誓つて間違ひのない申告をする、そういう国民の第一義的な義務が果たされなければなりません。私は、今日、政治家はもろろんそういう点におきましてみんなの模範になるものだ、かように信じておりますし、みづから願ひて、自分にはそういう間違ひはない、こういうことが言えるのでございしますが、まあ、全体の方も私は間違ひのない方だ、かように思つております。ただいま田中君からいろいろ御注意がございましたので、十分今後気をつけてまいりたいと思ひます。

○田中(昭)委員 これは、ちょうど確定申告も終わった時期でございしますし、今後気をつけていくという問題ではなくて、私は、そういう事実があるかないかを、当然国税庁としてはどのようになつておるか調べるのがあたりまえではないか、こう思つてございします。

○水田国務大臣 事實はさつそく調査いたしました。

○田中(昭)委員 では、次の問題に移ります。

昭和四十二年度租税及び印紙収入予算の説明というのをいただきました。私も、国会に初めて出てまいりました関係上、予算の歳入につきましては、その内容がどのようになされてゐるのか勉強したわけでございます。それで、当委員会におきましても、主税局長、大蔵大臣にもお尋ねしたわけでございますが、その中で大蔵省は、自分たちのやつたことについては間違ひないと言ひ、それは間違ひないでしようけれども、ここに書いてあることと筋を通していくならば、それをこちらから見るならば、どうしても間違ひである、このように言ひたい条項があるわけでございます。歳入の見積り問題でございしますから、私は大蔵

大臣にもそのことをお尋ねいたしました。総理に御報告がなされておるものか。また、御報告がなければ、ここで総理にもその条項を見てもらつて、私が言つてゐることが筋を通らないのか、大蔵省で言つてゐるのがあるかないのか、そういう点につきまして——簡単なことでございしますから、私はここで総理自体が目を通していただきます。これでございますが、この九ページの始まり、私読んでみます。「給与所得以外の所得に対する源泉所得税」、「最近までの課税実績等を基礎として推計した現行法による昭和四十二年収入見込額に、今次税制改正による利子所得及び配当所得に対する税額の増収分並びに退職所得に対する税額の減収分等をおりこんで」として、そこに具体的に出ておるわけでございます。私は、この問題につきましては、特別措置の問題からいたしましても、いま読みました「課税実績等を基礎として」、これがたいへんあいまいなものでございします。その前の八ページを見てもらいたいと思ひます。これは源泉所得税の四十二年の収入歩合が九八・六％になつておられます。下から七行目でございます。総理、おわかりでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 はい、わかりました。

○田中(昭)委員 この九八％の収入歩合が昨年は九八・六％になつておられます。この九八・六％と四十二年の収入歩合を、なぜ本年は九八・六％と一％下げたか、このように私はお尋ねした。それに対しては、こちらの要求もないのに大蔵省の主税局のほうは、自分たちでその数字を並べて持つてまいりました。私もいただきました。ここにその表がございします。これを見ましても、前年度の課税実績を基礎にしたというところは何もち立ちません。この数字を見ていただきますとわかるように、四十二年の源泉所得税の基礎になつたのは、九八・六％という実績が基礎になる。いいですか、総理。四十一年度は収入歩合が九八・六％になつておるのを、四十二年は九八・五％に下げた。四十一年度の実績の基礎は九八・五％なんです。そこにちょっと書いていただけませんか——よ

うございましょうか。四十一年度は九八・六％、その基礎になつたのは九八・五％だ、こういうのです。おわかりでしょうか。そうしますと、四十二年の実績は何を基礎にしたかといひますと、九八・六％という実績を基礎にした。そうすると、四十二年の実績の基礎になつたものは、かつて四十一年度より〇・一％上がつてゐる。上がつてゐるのに對して、収入歩合を一％も下げるというのはい——これは、そのときは当局におきまして特別な説明はございせんでした。ところが、委員会においてそのお話を聞きました。ただ健全に見るためだ。これはそこいらつしやる塩崎主税局長の御答弁でございしました。健全に見積もるためにそうした。それは健全に見積もるでもないでございします、それならば、ここに書いてあることと説明が違うじゃないか、こう私は申し上げてゐるわけでございます。

なぜ私がこの問題をお尋ねするかと申しますと、当委員会が一番始めに大蔵大臣が、見積もりに間違ひがあつた場合には訂正をいたします、このようにおっしゃつた。それで、私はその辺が、総理がおっしゃつた、税制については変えないということもございしました。大蔵大臣は誤りがあれば訂正するとおっしゃつた。誤りとこちらが見るか、主税局がかつてにやつた、自分たちがやつたことは健全のために、間違ひない、こうやつて言ひ張るかの問題に終わるわけでございますけれども、ここで総理に、そのような内容になつておつたということについて、責任ある御答弁をお願いしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 田中さんは、税務経験二十年と言われ、どうもそれをたてまへにしてのお話を私しろとが申し上げても、なかなか納得されぬだらうと思ひますが、しかし、いまここに書いてあるのを強弁するわけではありませぬけれども、最近までの課税実績等を基礎にして——これはどういふことを言つたのか、このことは自身は非常にあいまいなんです。

したがって、昨年の実績がこれだからなぜそのとおりやらないか、こういうものじゃなくて、いまの見込みの問題もありましようし、事務当局では、これにすることが望ましい結果だ、こういうので、確信を持って提案したのだと思うのです。しかし、いままなか田中君を納得させすわけにいかないのです。しかし、それも御議論として私も筋があるように思いますので、そういう点は伺っておきます。私自身に責任ある答弁をしろと言われましても、これはちょっと無理ですから、それだけはお許しをいただきたい。

○田中(昭)委員 結局、九八%という問題は、総理がわかってもらえればいいのです。大蔵省はそんな間違いをされる方ではないと思っております。一番計数について明い、私たちもかつては上司として尊敬しておった人たちがかりでございいますから、そういう点で、そこをわかつてくださればけっこうでございます。

私の質問は、これで終わります。

○内田委員長 村山君の質疑を続行いたします。村山君。

○村山(喜)委員 先ほど塩崎さんのほうから、寄付金額三百億円のうち、この私学に対するものが三十五億程度、今度は……。

○塩崎政府委員 その問題は、なおちょっとふえんして訂正させていただきます。

いまの数字、少し大ざっぱでございました。確かに法人の寄付金総額は三百億円前後に推移しております。私学に対する寄付金は、文部省の調査によりますと、法人からの指定寄付金の分が十九億七千七百万円、これは三十七年度の統計です。それから個人からの寄付金と申しますか、特定の寄付金がございます。これは指定寄付金はそのうちにも入っているかと思いますが、それが十六億六千二百万円、合わせまして三十五億円、こういうふうに申し上げたわけでありましよう。しかし、私学の法人が、別ワクの寄付とか、後援団体とか、いろいろなルートから寄付を受けております。その金額全体は百九十四億九千七百万円でございます。

して、そのうち大学は九十八億八千八百万円、短期大学が十二億四千七百万円、こんなような数字を私も持っております。

○村山(喜)委員 私がお尋ねをいたしておりますのは、今回の税制改正によりまして、どれだけのものが期待が持てるのかということ、これはやはり主管省である文部省が、一応こういうふうにしてもらったらこれくらいは見込みが出るだろうという目安を立てているのじゃないかと思うのですが、これは大蔵省、そういうふうな推定ができるのだらう、それをお示しを願いたい。

○塩崎政府委員 こういった制度によりましてどれだけの寄付金がふえるか、なかなかむずかしい見込みになります。しかし、いままでの実績から見まして、そんなに大きな金額はすぐにはふえない。ただ、だんだんと趨勢を見ると、相当な金額が期待できるのではないかと、こういうふうに見ております。特に、私学の寄付金の趨勢を見てみますと、個人の寄付金は法人の寄付金よりもだんだんと増加の傾向にございます。所得控除に改めることによる効果は、将来相当期待できるのではなからうか。まあ時間はなかなかかかるかと思っております。

○村山(喜)委員 税額控除の三〇%方式をこのたびは一五%の所得控除方式に改正をする、こういうようなことなんですが、これによって、それだけ税の上においては恩恵を受けるわけですから、将来においてはそれが伸びるであらうという期待は持ち得るわけですね。持ち得るが、こういうふうな措置をすべきであるという税制調査会の答申を出して、全くそのとおりの形でこれを法律改正をしよとしておられるわけですが、何かこれによるところの見通しがなければ、法律をただ出すだけではその問題の解決はできないのではないかと。これは明らかに、今日私学の問題が非常に大きな問題になっている、そういうことから、税法上において私学に対する優遇措置をやるべきだということ、答申をしたものだらうと思うのです。それを受けてあなた方も、その他の措置については、

臨時私学振興方策調査会の答申を受けてから文部省のほうとしても本格的に取り組んでやるつもりでありましようし、それを受けて立つ大蔵省としても、どういふふうになるか、そこはわかりませんが、そういうふうな形でやろうとしていらっしゃるのじゃないか。だから、それには将来期待が持てるという程度でなしに、やはり何かの見通しというものを示し願いたいと思うのです。

○塩崎政府委員 もちろん、一番大きな改正の所得控除への変更、これによって、私どもも減収も見積もり、さらにまた寄付金の若干の増加があるということも見ております。大体この改正によりまして、指定寄付金が約三〇%増加をすることになっております。それによるところの減収を見込みまして、個人の所得税の減収が約三億円といふふうに見込んでおります。しかし、これはもちろんふえた分に対応する問題ではなくして、税額控除から所得控除に変わることによる減収もその中に含まれておりますが、指定寄付金は三割ぐらいふえるのではなからうか、個人の寄付金はそれによって三割ぐらいふえるのではなからうか、そのうちの大部分は私学に向かわれるもの、こういうふうに見ております。

○村山(喜)委員 文部省はどなたからいっしやいますか。それでは、文部省が見えるまで大蔵省にお尋ねをしてまいりたいと思いますが、最近、私学法人、学校法人で不渡りを出したり、倒産のところまできている例が二、三あるわけですね。もうすでにそういうものが出てきて、私が調べたところでも、福岡電波学園は二十五億円の借り入れがありまして、そして不渡り手形を出した。その中で私学振興会の貸し付けもたしか五億六千五百万円あるようでありましよう。その債権確保という問題よりも、やはり私学の経営そのものが非常に問題になっている、具体的な生きた例としてこれは出てきている問題だと私は思います。

ただこの場合に、学校がそういうようなことで経営が成り立っていないようになりますと、閉鎖という問題が出てくるわけですね。この福岡電波学園の場合には八千名という子供がおる。この子供の教育ができないようでは、これはまた生きている人間たちですから、たいへんな問題です。それで、債権確保というよりも、再建策を立てなければならぬ、こういうことに重点が置かれようかと思うのです。その際に、いま市中銀行あたりから高利の資金を借りまして、そして設備資金等に充当している場合が多いわけですね。今度、私学振興会のほうで、そういうような高利の旧債の借りかえ分につきましては、五十億円程度の資金計画を立てて、七分程度の金利で実施しようとしておるようでありましよう。その場合、五十億円程度ではとてもこれを解消はできないと思っております。これは全体の資金ワクの問題に関係があると思っております。このような場合に、それを急に解消しようと思えば、学生が納めます寄付金なり納付金というものでこれを引き上げまして、そして緊急な措置をするという手もありましようし、そうなる、いわゆる授業料なりあるいは納付金というものは、一種の公共料金みたいな性格のものなんです。それが軒並み上がるということになると、一つの物価政策の上から考えても望ましいことじゃないわけでありましよう、こういうような私学の経営が悪化する中において、そのような理由がどこにあるのかということ、個別の学校法人に当たらないければわからないわけでありましよう、少なくともその設備投資に使いました資金の返済等に伴う経営の悪化という問題については、高利の借りかえ債というふうなものについて、もっと資金ワクを大蔵省としてめんどろを見ろというふうな方途はお考えになっていないのか。また、それに対して文部省としては、いま私学振興会がそういうような五十億円程度の資金ワクを用意してやっておるようでありましよう、はたしてそれで十分なのか。十分でないとするならば、そういう問題を大蔵省にどういふような要請をなさっているのか。この具体的な問題をどのようにして解決しようとしておるのか。この際お尋ね

をしておきたいのでございます。

それと、今回はこの税法の上で、設備の旧償還金については指定寄付金の対象として追加する、そういうようなことをされたわけですが、借金を返すから、その資金に充てたからひとつ寄付をしてくれというふうなことで、対象ワケは広がったものの、はたしてそれで救済できるのでしょうか。そういうふうな形に税法上の措置で救済できるというふうにお考えになったればこそ、設備の旧償還金についても指定寄付金の対象になったのだらうと思うのですが、こういうふうなうしろ向き政策のものに寄付をするという考え方ははたして生まれてくるかどうか。これを政策的に税法の中で配慮なさいますそのいわゆる有効性というものをどの程度考えておられるのかをお聞かせ願いたい。

○宮地政府委員 ただいまの福岡電波学園に例をお引きになったの御質問でございます。

まず、福岡電波学園の不渡り手形を出したという問題でございますが、実はこの学校は、終戦後、各種学校をやっておりますものが高等学校をつくり、短期大学をつくり、四年制大学をつくるというふうな、十年足らずの間に、先ほどおっしゃいましたように、学園としては八千人の生徒、学生を収容するほどの非常に大規模な学校になったのであります。いろいろ学校もございすが、特にこのように短期間に非常に規模を大きくしました学校といましては、勢い、一般の会社等で申しますれば、過剰設備、過剰投資と申しましようか、ただ寄付金だけではなくて、非常に多額の金を借りまして、そして今日までの学校を短期間につくり上げたので、そこに非常に無理がある。その他、一般の学校は三十年、五十年の伝統を持ってあって、少しずつ規模が拡大してある、福岡電波のはうはそうでなくて、十年ばかりの間に今日の八千人の生徒になった、そういう特異な学校でございますので、一般の私立学校の姿が今回の福岡電波学園に見られておるのだという見方は、ちょっと当たらないかと思ひます。そう

いった意味で、まことに遺憾な事態でございますが、私立学校は経営が苦しいうございすが、中でもきわめてまれなケースとして、福岡電波学園が今日のような状況になったというふうな考えられます。

原因につきまして、こういう席で申し上げるのもいがかかと思ひますが、理事長の経営がきわめて放漫であつたというふうな、一口で言へば言えるのではないかと思います。この人は、たとえば今年度もございしましたが、いまの電波学園をもとにしまして佐賀県に伊万里大学をつくるのだというふうなことで、設置認可をついことしに入つてやつてきておつたのですが、いろいろ調べてみまして、とてもこれ以上伊万里に大学をつくるだけの財力はございませんので、これは不認可にいたしました。そういうことから、こういう一流の手腕を持たれた方でしようけれども、いわば次々と学校をつくつていく、それで、世にいいます自転車操業と申しますか、そういうかっこうで資金回転をさせていく、ところが、伊万里大学をつくるのが不認可になったために、そこで自転車操業に破綻を来した、そういうふうなことから、いろいろな債権者から問題が出てきたというように私どもは感じております。もちろん、文部省にいたしまして監督が十分でなかつたということは、まことに申しわけないと思ひますが、学校の経営につきましてもいろいろ私も年次監査もいたしまして、また私立学校振興会からここに数億の金がある調書もとつております。そういうときに出された書類が、正直に申しますと、相当部分がでっち上げの書類をつくつておられたというふうに見られる点もございします。そういうようなことございしますが、それに関連いたしまして、いろいろな借金についての、特に利子の高い負債についての肩がわりの問題で五十億円ばかり融資したそうだという御質問がございましたが、これは、四十一年度から私立学校経営が非常に苦しゅうございまして、特に大学急増等の関係で施設を急に

充実していった、銀行から金も多額に借りた、そういうことで、その高利債の肩がわりをしようというところから、四十一年度から三カ年間で百億円の高利債の肩がわりの融資をしようというところで始めました。四十一年度三十億円、今年度は三十五億円を予定いたしておりました。利子は大体七分でございますが、日歩二銭以上ということにいたしておりました。大体の調査をいたしますと、学校関係で日歩二銭以上で特に施設等に使う金を銀行から融資した。その二銭以上のものが三百億円くらいあるようでございます。したがって、それが三年間で百億円でございますので、必ずしも十分ではございません。

そういうような実態から、ただいま、私立学校の振興につきましても抜本的な対策を検討するたぐに、臨時私立学校振興方策調査会という調査会ができております。この調査におきましても、過去、この四十二年度予算で即刻に対策を講じたいというふうなものについては即刻対策を講じたいという中で、中間答申をいただきました。

その中に、最後に先生が触れられました税金の問題も一項目でございます。それから、いま申しました高利債の肩がわり等を含めました私立学校振興会の融資額の増大、それから融資条件、いわゆる利率なり償還年月ですか、そういうふうなもの、四項目ばかりの中間答申がございました。この六月末までに本答申が出ますが、経常費問題を含めまして、いまの振興会の融資、この融資は政府の出資金と財投から原資を仰いでやつておるのですが、そういうふうなことを、税金の問題、あらゆる問題につきまして、現在審議をいただいております。それで、六月末答申が出ますれば、この答申を、私どもとしましてはよりどころとしたしまして、全面的に答申を尊重して、今後の予算要求もしたいというふうな考えでございます。

○塩崎政府委員 旧償還金のための寄付金を大蔵大臣の寄付金の指定対象にすることが、はたして効果があるかという御質問がございしますが、確か

に、寄付する側にとつてみれば、魅力は少ないようにも見えますけれども、私どものところから、いつから施行するかというふうな問い合わせが各大学から相当ございします。そういうところから見ると、この措置も相当の効果が期待できるのじゃないかと見ております。

○小沢政府委員 私立振興会の借りがえ資金をもう少し増額するような方向を考えておるかということは、きょうは、私、大臣にかかりまして申し上げられることは、今年度の予算編成にあたりまして、御承知のように、私どもは、私学振興については非常に大きな重点事項の一つとして臨んだわけでございます。従来に見ない画期的な振興策、あるいは振興会に対する出資金なり財投なり、あるいは税制の措置もその一環としてとつたわけでございます。あるいは一般会計におきましても、いろいろ文部省の要求に応じまして、大学の急増対策に應ずるような措置をとりました。もちろんこの方針は来年度も続けてとつてまいらつてもございしますので、その中における私学振興につきましても特段の配慮を継続してまいりたいと思ひます。

○村山(喜)委員 時間もありませんので、もうここあたりでやめますが、先般行われました私立学校経営の実態の調査をしてみますと、振興方策調査会が報告した分ですが、納付金依存にも限度がある、経理方式等が非常に不統一で非合理だ、こういうふうな経理内容についての注文といひますか、こういうふうなものも出すと同時に、今日施設の整備拡充のために私立の財政が極度に圧迫されておる。これが今度は学生の納付金等との関係において、非常に性格のあいまいなものがたくさん出されておるといふ報告も聞きます。さらにまた、最近におきましては、入学金なり、あるいは何というのですか、特に希望という形によりまするいろいろな寄付金というものが、入学前に、あなたは幾口寄付を受け持つてくれるかということちゃんと確めて契約をしておいて、そうして入学をせしめるという方式をとつておるようです。

その金額を調べてみますと、まあ金もかかることとでございますが、私立の理工科系、特に医学関係の学科等につきましては、とてもじゃないが、開業医師のむすこくらいは入学ができて、普通の生活をしておる人には、そういうようなところへは入学をさせることができないような状態にまでなっております。

これはやはり門戸を広く開放するという意味において、能力のある者に教育の機会を均等に与えるという立場から見ても、非常に私は問題がある段階にきておるのじゃないかと思う。そういうようなことは、やがて今度は私立の経営の上にもあらわれてくるのですが、私たちが聞きますところでは、その臨時私学振興方策調査会も六月の末に答申を出すに聞けるのですが、しかし経常費の問題については、結論を得ることは困難ではなからうか。その問題は長期的な立場からさらに文部省として検討してもらいたいということに落ちつきそう、暫定的な措置が今度の六月の末には出てくるのじゃないかと世に上いわれておるわけですが、これについては、経常費に対する補助なり、特に教職員の人件費等に対する補助要求というものが非常に強まっておりますが、そういうようなものも含めまして、六月末には完全な答申というものが期待できるのかどうか。私たちが聞くのでは、それはむしろかしいのじゃないかという見方が強い。また、そういうような助成等をする場合には、勢い今日の会計方式の中から、それに対する規制という問題が浮かんてくるわけですが。

そういうような問題とあわせ考えながら、今度税法の中で三点ほどの特別措置というものがなされるようになっておりますけれども、これによりますと、先ほどの説明でわかりましたが、三億円程度の所得税の減収という形になってあらわれるのじゃないかという見通しであります。そういう税法上の措置が今後どの程度科学振興のために役に立つかということについては、これは実施してみた結果でなければわかりませんけれども、

あまり大きな効果はさほど期待できないのじゃないかと私たちは見ておるわけです。

したがって、やはり基本的な問題は基本的な問題として、そこに私学振興政策というものを文部省が立てて、そうしてそれが大蔵省が財政的に裏打ちする中において生まれてくる問題だと考えますので、一体、臨時私学振興対策調査会の答申の見通し等はどういうふうな事務当局としては考えておるのか、この点をお聞かせを願っておきたいと思うのです。

○官地政府委員 実は、臨時私立学校振興方策調査会につきましては、先ほど申し上げましたように、先般中間答申をいただきましたし、また、これは文部省設置法で時限的に六月三十日まで存続ということになっておりますので、勢い三十日までに答申があることを期待しております。調査会におきましては、目下非常に馬力をかけられまして審議を続けておられます。したがって、この段階で調査会としての答申の見通しを私が申し上げる段階でもございせんし、こういうふうにくでであろうと見通しができる程度で、まだ審議が煮詰まっております。

そういう意味で、はっきりしたことは申し上げられませんが、ただ、私立学校の経営が一般的にいつて現在困難であるという事実は、皆さんよく認めておられます。それから私立学校が、昔のように、金を持った人がほとんど基金を出して、あとは民間の寄付をたよりにして、国立学校と同じぐらいな授業料を学生から取って経営していきけるというふうには、現在と昔は違いますが、必ずしもそのようには考えておられません。

ただ、私立学校の経営難という場合に、授業料というものは国立との対比においては非常に私学は高いのですけれども、授業料という名目のもの以外に、施設費とかいろいろの名目で臨時的なものが取られておるわけでございます。授業料そのものについてはさほど高いことはない。しかし全体の納付金が非常に高くなっております。その原因は、結局、戦後建物を鉄筋コンクリートにして大

きく建てていき出した。それをごく短期間の間、五年なり七年の間に償還するといったような計画で、五年なり七年ぐらゐの間の学生納付金でこれをまかなおうといったようなところに無理があるのではないかと。したがって、先ほど申し上げました、私学振興会の融資金の利率の引き下げとか償還年限の延長と関連するのでございますが、もっとそういう方面で相当大幅に振興会融資の条件改善をすれば、現在授業料という名目でない臨時的な名目で取っておるものは、相当減ってくるのではないかと。そういうこと、そういうこと、それから、全体の経営がもっともと楽になるのではないかと。そういうような意見もございします。

それから、そういうことではあっても、やはり先生の給料というものは国立学校と比べて低いのだとか、あるいは、全般的に国立大学の先生ほど私学の先生は専任の数が少ないのだ、もっとも専任の先生をふやさなければいけないのだ、そういうようなことから、先ほど申し上げましたような措置をとってもなおかつ経常費が足りないのだから助成すべきである、大まかに申し上げて、そういうような意見がいろいろ出しております。まだ結論に達していません。

したがって、見通しをこの際私が申し上げるということは、事柄上はばかりたいとも思いますが、また、現実の問題としても、申し上げる段階まで煮詰まっております。

○村山(喜)委員 国有財産が普通財産として十二万四千ヘクタールあるわけですが、この中で未利用のいわゆる宅地としてはわずかに千六百ヘクタールしかない。そこで、特定庁等々の整備計画に基づいて、立体化等によりまして、この周辺の官公庁の敷地の余剰分を二十ヘクタールぐらゐ見つけ出したのだ、こういうふうなことを聞くわけでありまして、その集約化、立体化に伴いまして余剰地が出てくる。あるいは移転、再配置に伴うあつと地があるわけですね。こういうような問題をひっくるめて、いままで、この大蔵省の調査いたしたのを見てみますと、特別ワタの予算方式で土

地を三十六ヘクタール取得をしているとか、あるいは国庫債務負担行為方式によって四十四ヘクタール、さらにまた建物交換方式によって、渡した分もあるけれども、受け取った分として六十四ヘクタールあるのだとかというように、ことがわかっておるわけでありまして、この際、前から問題になっておりましたいわゆる都市の再開発、特に東京の都市の再開発の問題に関連をいたしまして、研究学園都市の建設の問題がありまして、筑波山ろくに国立大学を移転をさせるといような計画がありました。

結局、そういうような問題に関連をいたしまして、特別会計方式で、大蔵省としては、国有財産の普通財産についての処理をしたらどうかという考え方があつたに聞けるのですが、そういうような考え方があつたのかどうか。その場合に、いわゆる余剰地を処分をして財源の必要なものに充当をするという考え方が出てくるわけですが、今日においては、都市の再開発がなつたといつたにしても、今度は、時代が移り変わつてきますと、またさらに大きな再開発をしなければならぬ時代が来ないとも限らないわけですね。そういうような問題が将来の問題として浮かび上がると同時に、東大をはじめ国立の大学等の移転に伴ういろいろな経費の問題なり、あるいはあつた地の利用の問題等については、きわめて深刻な財政上の問題もありますけれども、今日マンモス都市の再開発という意味からも、きわめて大きな問題だと思つておる。現状は一体どういふところまで進んでいるのか。そうして、宅地政策との関係において、あるいは都市の再開発政策との関係において、この国有財産の中の普通財産については、どういふふうな基本的な処分の方針なり利用の方針を持とうとしておられるのか、その点について一言お伺いしておきたいと思ひます。

○松永(男)政府委員 国有財産を何らかの形で土地政策、地価問題等にも活用、役立たせたいというところは、私たちが、現下の土地問題の中の一環として、そういう考えを持っております。事実、

普通財産として現在残っておりますところの土地は、非常に限られておる。統計の上では相当な数が出ておりますけれども、特に大都市周辺とか都市問題との関連で見ますと、非常に限られておる。それから、普通財産として残っておりますものも、現にそれは戦後開放された旧軍財産を転活用するといふ趣旨から貸し付けておいて、これを取り上げるということがなかなか困難であるという状態でありまして。そういう形で、いわゆる未利用の形で普通財産が残っておりますものは、都市周辺では非常に少ない。今後、こういう観点から国有財産を活用するといふことは、現に行政財産として使っているものも、その利用が比較的平面的であつて、場合によればその活用が十分でないといふようなものも、あろうかと思ひます。

そういう趣旨から、これを立体化して、そのあと地をそういうものに転活用していくという考え方で、御承知のように、昭和三十三年から特別会計を設けてこれを進めてきておりまして、現在までに約三十三件のそういう立体化を終えておるわけでありまして。四十二年度におきましても八件さらにこれをやろうといたしております。

さらに、これが全体でどの程度の期待ができるかといふことはなかなかむずかしいと思ひますが、私たちがとしては、大都市の土地問題というのが特に困難なだけに、そういう観点からこの問題に取り組みたい。特に、いま御指摘のありました学園都市の問題につきましては、すでに閣議決定も、三十九年でありましたか、得まして、現在その事業に着手いたしております。現段階では、住宅公団において用地の買収を行なっている段階でございますが、これ全体を首都圏整備委員会のほうで計画化し、調整して、現在進めております。これによつて起こりますあつた地の処理というものを、そういう都市問題あるいは社会開発というものの関連において有効に活用したい、それがためには、現在持っております特別会計といふものをもう少し活用できないかという議論がございます。私たちも、まだこれをどうするかといふ

ことをきめておるわけではございませんが、そういう観点からこの特別会計に息吹きを与えたいという形で活用できないであらうかといふことを現在検討している段階であります。

○村山(喜)委員 私は、宅地政策の問題の解決の中で一つの問題として提起したんですが、問題は、学園都市開発の問題、特に東京大学であるとか、出てくるようなところを移転するといふ問題が当然出てくるものとするならば、そのあと地の利用という問題等を特別会計方式の中で考えていった場合には、売り払うといふことにならざるを得ないのではないですか。そうしなければ、特別会計方式の中でそういうようなものを緊急な用に保有しておくといいことにならないで、学園研究都市の建設に充てたとなつた場合には、特別会計方式で出資をしたのでは、どうしても採算が合わないといふような問題が出てくるし、これはそういうような事務的な問題でなしに、その移転の問題等については、閣議で決定したあと、一体どういうふうになつておるのか。いま住宅公団のほうで土地の買収に当たつてゐるというのですが、その建設計画といふものは、文部省ではどういふように進められてゐますか、見通しはどういふふうに進められてゐるのか。

○松永(勇)政府委員 これは実は、私が答えるよりも、首都圏整備委員会のほうで所管いたしておりますので、首都圏整備委員会のほうから詳しくお答えするのが至当かと思ひますが、私が存じております限りで申し上げますと、実は移ります学園都市の建設費としては、約四千億円の程度の事業費を予定しておるわけでございます。これは土地の買収あるいは建物、施設の建設といふことになるわけでございます。計画は一応三十九年といふことで、四十年の予算から用地買収に入つていくといふことで進んでおります。なお、移転は、研究機関とか学校とかについては、まだ最終的な決定までには至つていない、政府部内においてなお種々の調整が行なわれておるといふ状態でございます。

それから、先ほど、特別会計を設けてやったのは、資金の回転、いわゆる独立採算というふうな点から、なかなかむずかしいのではないかと御意見でございますが、確かにそういう点があるわけでございます。ただ一面、先ほど述べましたように、学園都市の建設だけをとつてみましても、四千億円という事業費がかかるわけでございます。十年かといふといたしましては、財政的にも非常に大きな負担になるわけでございます。そういう点から、いまの通常の状態で推移すれば、この事業は、直ちに移転といふことは言うべくしてなかなかできない状況にあるわけでございます。

そこで、私たちは一つの考えとして、あと地をただ何もたたくて売つて財源にするんだといふことではなく、財源にするといふことと、その土地を社会開発その他の都市問題の解決に活用するといふ問題と、二つの問題を両立させることはできないであらうか、もしそれができれば、言うべくしてなかなか実現できない移転のための財源措置といふこととあわせて、可能になるのではないかと、いふことで検討いたしておるところでございます。しかし、それによつてもなおかつ全部の財源をそれで生み出し得るといふものではないと思ひますが、相当その一助にはなり得るのではないかと。これにはいろいろなる角度から批判もございまして、目下検討いたしております。

○宮地政府委員 全般的な問題につきましては、ただいま大蔵省のほうでお答えになられたとおりでございます。移転する機関については、まだ部内で調整中であるという前提で、特に私のほうの学校関係につきましては、いろいろ考え方はございまして、ただ、いろいろな事情によりまして、たとえば、中には、移転をするためには、大蔵省のほうで予算もいただいて、それが決定しないと移転がきまらない、現在そういう施設がない場合です。そういうものもございまして、それとは別に、都内にございまして既存の大学の移転、特にその

の点につきましては、一応東京教育大学を予定しております。これは小さな単科大学を移転したのではあまり意味がございせんので、少なくともある程度の総合大学といふことで、それと、教育大学自身が、いまの施設は各地に分散をいたしておりますし、それから、それ以上に充実しようとしてしまつても敷地がないといふようなことで、かねてから教育大学では、適当な敷地を探さべく学内ではそういう会を持たれておるといふようなことから教育大学を予定いたしております。しかし、正式に大学が一致して、ぜひ筑波山ろくに行くといふ意思決定をする段階にはまだ至つておりません。

○村山(喜)委員 われわれは、予定地の筑波山ろくの地価の上昇といふ問題が一つのブレイキになつておるといふことを聞くのですが、これは、そういうような学園都市等の建設が現在住宅公団の手によりまして進められておる場合、支障なくその取得がございましておるわけですか。その点は御承知でございますか。

○松永(勇)政府委員 私が承知いたしておりますのは、総額約百四、五億円の土地買収を計画し、そのうちすでに買収を終わったものが三十数億円といふふう聞いております。地価の単価の問題につきましましては、当時あの計画をきめるときに、いろいろと単価を引き上げたといふ動きもあつて、これには千葉県知事、茨城県知事等も入りまして、単価の問題はわりあいに円満に解決したといふふう聞いております。

○村山(喜)委員 終わります。

○内田委員長 次は、広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 第一番目に、昨日開かれた委員会での参考人の意見を聞いた結果を要約して主税局長にお伺いしたいと思います。

私の理解したところ、その席で松隈さんは、租税特別措置と利子、配当の分離課税の問題について、税制調査会の答申案を会長代理として答弁なさいました。その答弁は、要約すると、一番初め問題にしました租税特別措置について、流動的改

廢が主眼であるのかその政策目的に合致した強化が主眼であるのかという問題では、もちろん流動的改廃が主眼である、ただし、これをやめていくについて、経済的に混乱を起こさないように持っていきたいという結論だと私は伺いました。で、答申案を読むと大体そのようなあれです。それから、利子配当の分離課税の問題についても、これはよくないものである。非常によくないものである。もう説明を要しませんが、政策目的に全然統計上も合っていないし、いろいろと悪評ふんぶんであつて、よくないものである。これは松隈さんが言つたんじゃないですよ。私が理解すると大体そういうあれです。ただしこれも経過措置が必要であるということになると思うのです。そうすると結論は、この経過措置をどういうふうにするかということでございますが、一つ問題になるのは、もうすでに経過措置については大蔵省が答えを出しているのです。たとえば、一つは、昭和四十一年の十一月末、大蔵省は税制調査会に対し、利子配当優遇措置の取り扱い試案を提出した。これは新聞に書いてある。これは優遇措置の存続というのが一つ、段階的な廃止というのが一つ、一年継続で廃止、この三案を提示したと書いてある。これは事実であると思いますが、その三案についてのいろいろの考え方の概略を承りたいと思ひます。

的措置を講ずる、これしかないということ、は、たいていの改正案がそんなような経過をたどつておりますので三案を出しましたが、結局五割の引き上げ、しかし、二年間存続という形で落ちついたのでございます。

なお、政府案では二年が三年になつておることは、御存じのとおりでございます。

○広沢(賢)委員 税制調査会では、いろいろ議論して大体そういう結論になつたと思うのです。ところが、一番慎重で、いろいろ政策的な効果も勘案する大蔵省自体が、一年継続で廃止の案を出したというところは、これはやはり大蔵省自体が、税制調査会の答申よりも、もっとうんと早くこれを切り上げたいという気持ちがあつた。それは、そんなに経済的に混乱を引き起こさない、こういうふうな思つたと思うのですが、その一年継続で廃止の案というのはどういふ内容ですか。

○塩崎政府委員 私ども出しました三案は、大臣として考えられて、しかもまた、それが典型的なものとして、税制調査会の御審議の材料に御提出したものでございます。一年継続して廃止とすることは最も賢明な廃止の方向で、一年ということが同時に経過措置を意味しているわけでございます。しかも、るる私どもの大臣が申し上げておりますように、この措置は、ことに預金利子につきましては、長らく財務奨励の形としてとけ込んでおる、数字的な効果というよりも、むしろ貯蓄者の心理状態に合致しておるようにも見受けられるものでございますので、こういつた一年継続として直ちに廃止ということは、税の見地から適当かとも思われますけれども、貯蓄の面から見ますとなかなか影響が大いというところで採用になつたものでございます。

○広沢(賢)委員 いまの御答弁は受け取れないですね。もう少し積極性があつていいと思う。なぜならば、いままでの経過から見て、統計上、貯蓄とは、いまおっしゃつたように、数字的にはもう全然関係はないといわれているのを、ただ、心理にとけ込んだというそれだけの点で、悪いとわ

かつているのをちゅうちょするということは、これはよくないし、何か目じるしをつけて早く廃止すべきである。具体案があれば、お考えになることがほんとうだと思ふのです。後は私どものほうの委員からそういう具体案が出ると思ひますが、やはりこれは廃止していく。そういう段階的に廃止していく、これを二年なり三年なりの先に廃止していくということについては、この案を出した形からいっても、これは考えられますね。そう考へてよろしうございませう。

○塩崎政府委員 先ほど来申し上げておりますように、特に利子につきましての分離課税の制度は、明治三十二年の公社債の利子から始まりまして、源泉分離課税といつたしまして長らくとけ込み、総合課税が行なわれましたのは昭和二十五年の一年しかない、あとは源泉だけで徴収して、そこで税負担は終わりにするということで、多分に貯蓄者になじまれた、非常に沿革のある制度であるだけに、私はその措置はむづかしいと思はれるわけですが、むしろ税の見地からいへば、おっしゃられるような点もございませう。しかしそれには、長い経過を経てきた制度だけに、かわるべき制度の熟知と申しますか、習熟ということをもう少し考へてみなければ、簡単にはこれにかわる制度はないのではないかというのが私どもの見方でございます。

○広沢(賢)委員 どうも初めの答弁から見るとちよつと後退しているような感じがします。やはり本心は、いろいろ新聞でも拝見しましたし、交際費の問題といひ、利子配当分離課税の問題といひ、なかなか筋の通つたお考えだと思ふのです。それから池田前総理も、やはりこの問題について筋の通つた考え方をしていると思ふのです。したがつて、とけ込んだとか、いろいろとむづかしいということではなくて、これは廃止すべき方向に持つていくべきであると思ひます。

それからもう一つ、これと同じように、廃止しなければならぬという先ほどの基本的な方向のあつた租税特別措置ですが、先ほど一番初めに総

理は——総理がおられないのであれですが、いい答弁をされていましたが、最後になつてから、中小企業の租税特別措置を要望した、だからこれは、野党も認めていられるというふうな、いわばあげ足取りのような答弁をされております。これは全く私は本末転倒だと思ふのです。なぜならば、この租税特別措置が非常に問題になつてゐるのは——土地問題とか中小企業のための租税特別措置といふのは、これはだれでも認めてゐるのです。今度の場合も野党も問題にはしてありません。

問題は、たとえば、この間も中小企業と大企業の租税特別措置の問題で議論しましたが、こういうことがあると思ふのです。多く中小企業に役立つ面があるといつて、大蔵大臣もいぶん強調されました。ところが、いろいろの資料を見ますと、たとえばこういうことがあります。租税特別措置の約八割が一億円以上の法人にしか利用されてないという立論がある。

その具体例として三つあげております。一昨年、中小企業の特別措置として銘打つて拡大した貸倒引当金の利用は、資本金一億円以上の会社や銀行で八〇・五%、五千万円から一億円では三五%、五千万円未満は一六%にすぎない。それからもう一つあります。海外市場開拓準備金は一億円以上が七六%、ほとんどですね。五千万円から一億円が四四%、五千万円未満が二〇%、これは三十九年度のあれです。

こういうことを考えますと、やはりいろいろの名前で——価格変動準備金も同じだと思ふのですが、価格変動準備金を銀行が計上しているということですね。銀行が価格変動準備金を、インフレになるから、お札が減価するからやつてゐるのかどうか、そういうことがいわれています。したがつて、やはりこれは中小企業のためにならないで、多くが大企業のためになつてゐるということの問題になつておるわけですから、これについてどういふふうにお考えになりますか。

○塩崎政府委員 私どもが、広沢先生の御要求

だったと思いますが、本委員会に提出いたしました企業向けの特別措置のうちで五十五%が中小企業に向けられておる。その他が四五%、これは大企業を含めての話でございますが、そういう資料を提出してございますが、いま申しました貸倒引当金繰り入れ限度額の特例も一億円以下の法人にしかなくございまして、いまおっしゃいましたのは、全体の貸倒引当金のことだと思ひます。私が申し上げておるのは、貸倒引当金の割り増し分、これは小法人しか措置しておりません。それから海外市場開拓準備金全部を含めてのお話でございますが、全体的な見地から見ると、いま先生が申されたような数字にはなっていない、やはり特別措置は中小企業向けに相当行なわれておる、こういうことを数字的に申し上げたつもりでございます。

○広沢(賢)委員 この資料が確実かどうか、後日議論することにしますが、そうすると、こういうことが考えられます。

中小企業とかその他、野党も一致してもうそのとおりだと思ふ問題についてはさておいて、非常に問題になっている、完全に大企業ばかりが優位しているという問題の租税特別措置については、これは答申案のとおり改廃をしていく、その改廃をしていくについては、これは多くが期限が三年ですから、そうすると、三年先までにどういう形でこれをなくしていくかという、段階別に処理していく方向を考えて、それでなくす案を考えまして、税制調査会でも考えるし、国会でも考えてなくする、そういう方向に持っていくのがほんとうだと思ひますが、これは大蔵大臣はどう思ひますか。

○水田(國務)大臣 政策効果を発揮しておるかどうかという問題は、これはもう絶えず研究しながら流動的に改廃すべきものだ、そういうふうな考えでおります。

○広沢(賢)委員 そこで、いろいろとなくしていくことについてのくふうがその間されるわけですが、一つ問題なのは、多くが三年の期限になつて

おりますが、税制調査会では二年になっております。そうすると、悪いものはどんどん早くなくしたほうがいいし、利子配当の問題では、大体一億と私は思ふ。この間二億と言つたのは間違いで、一億だと思ひますが、これだけ巨額な金がずいぶんあるのですから、なるべく早く、三年といわず、二年を期限とすべきではないか。二年を三年にしたが、その理由、根拠はどうございませうか。

○塩崎(政府)委員 租税特別措置は種々の形のものがある。いま五年という期限がついておられます。しかし、新しく設けましたのは大部分二年というところで、そこでもう一ぺん見直す、弾力的な改廃を行なうつもりでございますが、先生の御指摘は、利子配当につきまして三年にしたのは、これは一番大きな特別措置でありながら、なぜ三年にするかというお尋ねではないかと思ふのでございませう。

この点は、期限切れの特例法案のときにもなる議論がありまして御説明申し上げましたように、五%という非常に大幅な引き上げであり、これは昭和二十八年以来一〇%の税率をずっと維持してきたのであります。これを五割上回るといふきわめて異常な、異常と申しますか、引き上げ幅の大きい改正でございますので、その効果を見た、そしてまた、存続あるいは改廃、これを検討する意味で三年にしているというのが第一点でございます。

第二点は、今度は通行税の特別措置までやめまして一〇%に返すことにいたしておりますが、これもやはり七月から施行いたしますように、やはり増税につきましては、いま申し上げましたような見地から、ゆとりを置くという必要があるかと思ひます。それは言うなれば、預金者に与えますところの利回り、採算、これをひとつ十分のみ込んでもらう、それには準備期間が必要である、こんなようなつもりで三月のゆとりを置いております。それからまた、そういう安定いたしました利回りをしばらく続けていく、そういうい

た期間を三年くらい置いておくことが適當ではなからうか、こういう意味で、この利子配当につきましては三年の期限をお願いしている次第でございます。

○広沢(賢)委員 慎重にという意味に受け取りますが、あまり確実は根拠はないように思ふのですが、先ほど、通産省が五年間と言つたのに大蔵省が二年間くらいにしたいということもあるから、年限は伸縮自在だと思ひます。そのように解釈しますが、来年の八月に税制調査会の答申がまたあると思ふのです。

税制調査会の答申を背景にしますと、一つは、法人擬制説と実在説、これが入りまじつてあつたこつちに書いてあつて、結局、結論は、こういうことがあるから、これも片づかない、あれも片づかない、租税特別措置というのはいまだ存続せざるを得ないのだという形になるのです。これは根本的に間違ひで、この間参考人をお呼びしたときに松隈さんと言われておりましたが、大体、法人擬制説といふのはやはり成り立たない方向にあるのだ、行き詰まつておるのだ、こう申しておられます。

また、まさにそのとおりだと私は思ひますし、イギリスやフランスの例から見ても、目下検討中だといふ。そこで税制調査会が来年の八月までかかつて、擬制説と実在説の問題についてやや明確な実在説への方向をとつてくると思ふのです。私の推測ですが、大体そうなるのです。いろいろのものを讀んでもそうなると思ひます。そういう場合には、やはりこの利子配当の問題、ことに配当控除の問題ですね。それからそのほかの租税特別措置について大手術を来年の八月にしなければならぬと思ひますが、どうでございませうか。

○塩崎(政府)委員 法人税の基本的な仕組みにつきましては、たびたび申し上げておりますように、これから深い研究をしなければなりませんし、また、その深い研究の結果が、企業あるいは投資家の中に生きるようなPRをし、納税者に理解してもらわなければならぬと思つております。いつそいつた御答申が出るかわかりませんが、また、

その内容もいまから予測するわけにいかないわけでございますが、今後の検討に待ち、何回も申し上げておりますように、大きな変換の場合には、与える影響を考えてみなければなりませんので、非常に慎重に取り扱うべきだ、こういうふうに見ております。

○広沢(賢)委員 慎重にというのはいまわかつて、わかつてのだけれども、悪いものである。しかし、経過措置や何かをやはり考えて、慎重にやっついていかなければならぬということだと思ふのです。

そうすると、大蔵大臣にお聞きしますが、つまり、来年の八月に答申案が出た場合、やはりその答申案にいろいろと大蔵省も国会も働きかけて、いい結論を出していただいて、その上に立つて、一日も早くいまの法人税体系の混乱——完全に混乱ですよ、この答申案を見ると、混乱と思ふかどうか、まず大蔵大臣にお聞きしたい。

もう一つは、やはりこれを早く整理する、八月に答申が出たら整理する、それがお約束できるでしょうか。

○水田(國務)大臣 法人税の根本的な検討ということとはなかなかむづかしい問題で、私は、税制調査会からこの問題についての明確な答申を来年いただけるかどうかということについては、まだ自信がございません。しかし、さつきおっしゃられたような方向で解決しようということはいまやっておりますので、答申が出てくるというときには、むしろそれをもとにして、私どもも、税制についての相当大きな変革になろうとも、これは取り組んで解決しなければいかぬというふうな考えでおります。

○広沢(賢)委員 私も、それで、今後の法人税の混乱とかその他について、非常に明確な見通しができたと思ひます。そこで、一番評判の悪い利子配当非課税の問題の次に評判の悪い交際費の問題についてお聞きします。国税庁長官の泉さんがおられないので、御本人

不在のときにいろいろやるというのはよくないけれども、これははめることばで、引き合いに出すわけですから……。

泉長官はどのように申されております。これは中央公論に出しておるのですが、非常にいいことを言っておるのです。「外国では、そういう会社営業上必要な交際接待かどうかはつきりしない限りは、損金に認めないという態度をとっているわけですから。」こう言っています。先ほど非常に交際費の問題が議論になりました。国税庁長官もこういう議論を持っておるということで、したがって、ひどい答弁のときでもがまんしたわけですが、非常にいい答弁だと思ふ。

それを裏づけるように私はこう思います。外国の例がございいます。外国の例を私がしゃべるのではなくて、大蔵大臣がお話しになったほうがいいのですが、一応書いてあるのをお話しして、それで大臣は、大体このとおりであるかどうか、お答え願ひたいのです。「英国では輸出取引を除いては交際費を一切認めず、主税局長は必要経費だと言われますが、英国では一切認めず、贈与も年間千円まで、食料品、煙草、商品券のやりとりもだめ、そうですね。「年間千円まで、これは確実な資料じゃないですから、そちらのほうが詳しいでしょう。「西ドイツでは贈与は九千円以下、ヨットやモーターボート等も接待用に使

うからという理由で減価償却を認めない。またアメリカでは、三年前の通達で、使用交際費が商売と関係のあることを税務署に立証しなければならぬなり。」これは、先ほどどうの委員がいろいろ総理の答弁を求めたら、総理は答弁を逃げてしまったのですが、やはりこれは当然だと思ふのです。領収証や何かもらわないで、それでもってあかしを立てるといふのはめっちゃくちゃです。「そのためパーやキャパレーにはほとんど行かなくなっている。」これはちよつと大げさだと思ひます。アメリカの話ですが、大体諸外国でこういう例があると思ふのです。諸外国は非常に進んでおると思ふのです。こういう例についてどういふふうに思

いますか。

○塩崎政府委員 私どもの調べをおそらくそこに出されたと思ひますから間違ひないと思ひます。そのほか、なお先生おっしゃられました、アメリカでは一人当たり二十五ドルという限度がございいます。

○広沢(寛)委員 諸外国のまねをするというのあれですが、しかし、いいことはやはり例にならなければいけない。法人等のときは、イギリスの顔がどつちに向くかによつて結論が出ないので、したがって、諸外国の例がこんなにあるのだったら、交際費はある程度必要経費、しかし、ほとんどこれに對してきびしい態度をとるといふ総理の先ほどの公、社用族——公は除いて社用族のそういう問題があるのだから、したがって、これに對してはきびしい態度をとるといふ方向については大体意見一致すると思ひますが、大蔵大臣、いかですか。

○水田國務大臣 先ほどの質問で、たとえば一件五千円以下というようにしたかどうかという御質問でございしましたが、金額でそういう制限をするということについては、御承知のように抜け穴があつて、それ以前の金額で済むのも五千円までとはいふようにするとかいふようなことで、抑制するためには適當な措置ではございせんので、性質によつて相當きびしい規制をする。たとえばゴルフの入会金を会社が支出するといふようなことは交際費として認めないといふふうに、性質によつて、私も相當きびしい規制をしたいといふ方向でいま検討しております。

○広沢(寛)委員 性質によつて、そのとおりだと思ひます。一件五千円というのは、たとえば遊興飲食のとき、一人当たり五千円とか、一回やつたのが五千円とかいふことですね。一人当たり五千円なんて、とんでもない話です。それは三億円交際費を持てている会社は一ぱいあるのだから、ワタキを持てている。やるかもわかりませんが、これが悪の根源だといふのだから、道徳を悪くするのだから、したがって、一人当たり五千円まで、も

しくは一回、そういうことをやつたときに公給領収証がくるわけですから、そのときに五千円以上は認めない。だつて、一ぱい抜け穴というものはあるでしょう。ほかにだつてあるでしょう。理由は幾らでもあがりますよ。だから、そのくらしいことはやればどうかということですね。どうでしょう、大蔵大臣。

○塩崎政府委員 これは非常に技術的な税務上の規制の問題でございしますので、私からお答え申し上げます。

いま大臣は、そういう抜け穴が多い方法よりも、明確な基準で規制するほうがよい、こういうお話を申し上げましたが、それから考えてみますと、一人当たり幾らというようにすることは、先般も申し上げましたように、どうも人数の水増しとか、あるいはいろいろな方法で抜けられる、そういったときに、税務官庁と納税者との間の争ひ、さらにはまた、税務官庁もいふも疑ひの目でもって見るといふようなことは、少し外国と違ひました。日本の土壌には向かないものだ、そういうことは、納税者の自覚あるいは総額で規制していく今度の総額規制の方式のほうが、そういう交際費規制の皆さんの御要望にこたえる趣旨ではないか、かように思ひます。しかし、ゴルフの入会金のように、名義もはつきりし、だれに帰属したということがはつきりしたものは、これはまさしくそんなに抜け穴がないわけではございせんから、こつこつとところからひとつ規制していこう、そして、外国の例は確かに貴重な例でございせんけれども、そこは、外国の税務行政の環境とわが国の税務行政の環境とは相當違つておるようによつて見受けられますので、今回は、御提案申し上げておりますような総額規制の方式で、できる限り遊興飲食に向かうような費用を少なくする、そして、少なくとも恩典を与えるような形で交際費の節減をはかつていくほうが、より適當ではないかというように考えております。

○広沢(寛)委員 交際費の問題は非常に前進して

おりますが、いまの主税局長のお考えは、合理的な主税局長のいままでのお考えとちよつと違つておると思ふのです。それは、つまり日本的といふことなんですね。それは、上原正吉さんさのときの座談会で、そんなに交際費を認めた商売といふものは本ものの商売ではないと言つておるのです。外国はこれで十分やつておるわけなんです、イギリスでもどこでも。つまり、その場合の日本的といふことは、前近代なんです。前近代的なものを残しておくから——そのようなわけで、五千三百億でしょう。これがそのほかの措置によつて、たとえば企業のはかりに使用されれば、非常に大きな企業の体質改善になるはずなんです。したがって、日本的といふことは今後お考えにならないで、やはり近代的に企業といふものを——経済の問題はスマートにいかねばならぬと思ふのです。したがって、いま言われた総額そのほかの問題は、今後いろいろ技術問題として議論しますが、私はそれは違ひはないと思ふのです。したがって、きびしくこれをやるということ、これは大体意見が一致したわけなんです。

そこで聞きますが、いまの四百万円プラス資本金等の千分の二・五ですね。それから出てきたあれに二分の一をやるといふ損金に認めない方式、これはやはり一種の非常に甘い——最高限度といふものが、たとえば、そこまで使わないと損といふか、どうせ税金に取られてしまふんだからといふことで、これはいろいろな資本別の交際費のあれがありますが、資本別の中で奨励するようなところがあるんじゃないか。資本金の階級別の交際費というのを調べたことはあります。

○塩崎政府委員 税務統計にもすでに発表されておりました、私も、資本金階級別に損金不算入額の割合がどうなつておるかといふような数字は持つておりますし、御必要ならば資料として提出してもよろしくございします。

○広沢(寛)委員 大臣は御多用であると思ひますから、結論を早く言ひますと、こういうことだと

思うのです。つまり、限度以上にいたしたかたなく使つて税金をかけられるところと、限度目一ぱいまで使つてなくて、何とかして早くこれを使つてしまつて損算入にしておいたほうがいいということである会社と、二つあると思うのです。だから、一がいには言えないにしても、資本階層別に見ると、交際費の限度目一ぱい使つていないところも出てきている。こういうところはほとんど交際費を使つてしまつて、むしろ税金がキャバレー遊びを奨励しているようなものだといふようなことがいわれております。したがつて、このやり方は早く変えなきゃならぬ。一回やつてみて、来年くらいに変えていかなければならぬ問題だと思ふが、大蔵大臣どうでしょう。

○水田国務大臣 早く限度まで使わなければ損だといふことにならないように、これを儉約したら、した恩典があるんだといふことを今度きめて、一歩改善をするといふことをやつたわけでございます。この結果をやはり一年、二年見てから、それによつてまだ欠陥があるといふことでしたら、さらに改善をするといふことで、一ぺん今度の改正によつて少し結果を見たといふ感じがします。

○広沢(實)委員 結果を見るんだつたら、一年くらいで十分だと思ふのですよ。

それで、問題はこういうことだと思ふます。五百万円の資本金の会社が百三十三万円、それから百億円ぐらいたと三億七千万円という、一率の算定方式だとそうなるのですが、これもずいぶん開きがあると思ふますが、どうでしょう。

○塩崎政府委員 御案内のように、交際費は事業経費と関連いたしますが、やはり事業規模との関係があると思ふます。過去には売り上げ金と結びつけまして一つの基準をつくつておりましたが、これが非常に混乱して税務上トラブルがあつた、そこで、四百万円という絶対額だけでいくといふことも無理だ、何らかの形で損算入の限度を設ける必要があらうかと思ふのでありますが、そのときとなりましたのが資本金でございます。したが

いまして、資本金の大きいものにつまましては、相当な限度がくるわけでございます。これは一つの事業経費という性格から見てやむを得ない基準だ、こういうふうにお考えになつていただきたいのが第一でございます。

第二は、そうはいいまして、大体資本金の上へいけばいくほど否認割合が大きいのは、おそろく広沢先生、数字を持つて、御存じの上で私に質問されておると思ふのでございます。ただ、いま申されました、百億円をこしますと、いまの資本金基準が少し働いておられますので否認割合は落ちてまいりますが、全体として見ますと、上にいけばいくほど否認割合が高くなる、ただ百億円のところでは落ちていく、そして中小企業の場合はほとんど否認割合は少ないという結果が出ております。

○広沢(實)委員 いま否認割合の問題が出ましたけれども、おそろくそういうことで一律的な答弁になると思ふのですが、庶民の実感でいうと、一体三億七千万円の交際費なんといふものはどうやつて使ふんだらうといふことになると思ふのです。それで交際費の中身が今度問題になる。

その問題に入る前に大蔵大臣にお伺ひしたいのですが、大蔵大臣がいま言われたことは、交際費といふのは、悪いといふか、必要悪である、なるべく早くこれはなくしていかなければならぬ、そのため、今度の場合に、ある一定程度節約すれば、これは減税の対象になるという形で、だんだん減らしていく、こういうふうに言われました。そうすると、目標はなくすこと、だんだんとそういう特権は取つていくんだということに変わりはなないと思ふのです。それで、大蔵大臣。

○水田国務大臣 交際費は、結局企業の一部必要経費でございますので、取つていくといつても限度がある。その必要の経費で許されておる交際費が、いま直接営業と関係のないような私的な消費にいろいろ使われておるといふことが、さっきの総理の答弁のように、目に余るものがあつたりして問題になつてきておるといふことでございます。

から、そういうものをなくして、ほんとうに企業の必要経費として認められる交際費、合理的な交際費まででそれが圧縮されることが望ましいことだといふふうに考えております。

○広沢(實)委員 交際費のワクに入ると、たいへんな議論になつてくると思ふますが、ここに一つの資料があるから、大蔵大臣に考えていただきたいと思ふのです。

もちろん大蔵大臣も御承知だと思ふますが、従業員慰安のための運動会、演芸会、旅行等の費用は交際費には入らない。それからカレンダー、手帳その他の贈呈費用は入らない。それから会議における茶果、弁当等、これも入らない。酒を飲むと交際費になる。それから新聞、雑誌等の出版物、その他放送番組を編集するための座談会なんかは費用には入らない。海外取引のためのバイヤー等の国内における旅行及び宿泊のための費用、これは今度あれになりましたが、こういうふうに、まじめな費用は交際費に入らない。入るのは、先ほど総理が言われたように、二次会、三次会の費用、それからおみやげをお客さんに持たせる、それから中元や贈答品——さっきのあれじゃないですよ。もつとすごいやつです。それから相撲とかゴルフその他いろいろ出てくると、世の中悪いといわれるものほど、大体これが交際費の内容になつております。したがつて、総理も社用族の交際費はいけなうと言われているのですから、これはなくすほうがほんとうだと思ふ。

そこで、大蔵大臣がいま言われました、だんだんなくすためにこういう措置をやつたんだ、この一つの努力は認めます。しかし、世の中は、これはきわめてもう甘いものである。もうこんなものでは追つかない。こんなに悪い中であつて、これだけ努力しても全然追つかないですよ。そういうことで、もつと大きく前進しなさい、こういうのが圧倒的世論であります。総理を含めた圧倒的世論だと思ふのです。したがつて、この際は勇断をふるつて、この一年、二年の経過措置のあとでどういふようにやつていくかということ、こ

れについて大蔵大臣の御見解を承りたい。

○水田国務大臣 私は、交際費が多く使われることをさつきおっしゃいましたが、やはりいまの税制との関係もあるんだと思ふます。いま、たとえば運動会の費用とか言われていたが、これは会社の厚生費というふうなことで、別個に必要経費として認められている。交際費の中ではこれは認められないといふだけで、そういう必要経費は認められておりますが、しかし、一定の利益を出す税金を取られる。税を計算して、企業全体に浪費といふものが行なわれているといふことは事実でございますので、こういう点と、税制のあり方とも関係しながら、この二年実施して、交際費の減りぐあいを見て、やはり税制との関係から、次にこれを改正するときには、交際費だけの問題として考えない措置が必要ではないかといふような気がいたします。

○広沢(實)委員 経過を見て、どのくらい節約をしたかでもつて判断されてはいいかと思ふのです。今度の場合に、私が申しましたのは、これは一万分の一ぐらゐの効果が少ない。進歩は進歩、したがつて、それによつて節約したものがあるとしても、それを判断して今後どういふふうにするかといふのではなくて、大英断をもつて——イギリスがやつておるんですが、イギリスはほとんど認めないんだそうですね。したがつて、イギリスがやつておることだから、やはり資本主義国のおが国も同じで、やるべきだと思ふ。だから、一歩前進してこれをおやりになる。

で、一ぱい書いてありますが、寄付金と交際費の区分、それから値引き、割り戻しと交際費の区分、広告宣伝費と交際費の区分、福利厚生費と交際費の区分、給与と交際費の区分、会議費と交際費の区分、あげたらずうと幾らでもある。交際費が必要といつても、ほんとうに小さな必要でありまして、あとは要らない。

したがつて、今度の場合に、この改正案による効果でなくて、ぜひ本格的に、積極的にされたらどうですか。これは道徳的に非常に大きな問題で

昭和二十九年から交際費の制限が始まりましたときにいろいろな基準がございまして、混乱に混乱を重ねたわけでございます。そこで、昭和三十六年にそれを非常に簡素化したわけでございますが、そのときの一つで、まことに簡単な基準といたしまして、中小企業法には適用しないという一つの線を引く、それが四百万円でございます。それから、その当時基準が二つございましたが、基準年度の基準、さらにまた売り上げ基準というのがございましたが、その二つの基準を織り込む意味におきまして——これは企業規模ということに関連いたしますが、その基準を織り込む意味にしまして、資本金の千分の二・五、当時の交際費によつてあげておる税額を大体一定するという見地を含めましてきめましたのがいまの制度でございます。

○広沢(賢)委員 先ほどまでの議論では、来年の八月に再度税制調査会の答申案が出るということですね。その際に、法人税法系の混乱の原因に

におきまして、非常に大きな法人税の關係の基本的な議論として、法人擬制説をとるか、あるいは實在説でいくのかというようなことにつきまして議論のありましたことは、私もよく承知をいたしております。また、税制調査会においても、この根本問題についての検討を急いでおるわけでございまして、また交際費は、先ほど言いましたように、二年間の期限として私どもは考えておるわけでございます。税制調査会では来年の八月というお話がございますが、おそらく秋まではかかるの

○小沢政府委員 従来も、私どもは国会の議論を整理いたしましたして、その御意見は税制調査会にも

克明に報告をいたしてございます。今後もちろんそういう態度でいきたいと思ひます。

それからなお審議経過につきましても、これは私はまだ十カ月くらいしか経験いたしません、いままではこの委員会に、御質問に応じまして審議経過については報告を申し上げているところでございます。

○広沢(賢)委員 お願ひします。

以上で終わります。

○内田委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は、明二十五日、午前十時、理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時二十五分散会